

上尾市学校施設更新計画  
基本方針（案）

2019年7月  
上尾市

## 目 次

第1章 はじめに .....	- 1 -
1. 基本方針の目的 .....	- 1 -
2. 対象施設 .....	- 1 -
3. 基本方針の位置付け .....	- 2 -
4. 基本方針の対象期間 .....	- 2 -
第2章 上尾市の教育環境の現状 .....	- 3 -
1. 通学区域 .....	- 3 -
2. 学校別児童数、生徒数の推移・見込み .....	- 15 -
3. 学校規模の状況 .....	- 22 -
4. 学校施設の経年状況 .....	- 28 -
第3章 上尾市が目標とする教育環境 .....	- 29 -
1. 教育環境整備のコンセプト .....	- 29 -
2. これからの学校施設のあり方 .....	- 29 -
【参考資料1】 上位関連計画の整理 .....	- 38 -
【参考資料2】 上尾市の学校環境 .....	- 55 -

## 第1章 はじめに

### 1. 基本方針の目的

上尾市は、小・中学校の施設整備を小学校児童数のピークとなる昭和55年の約23,000人、中学校生徒数のピークとなる昭和61年の約11,000人を受け入れ可能とするため、進めてきました。しかし、その児童生徒数も現在では半数程度となり、さらに減少する見込みです。加えて、現在の校舎の約70%が建築後40年以上を経過し、今後更新を行う必要があるため、児童生徒数に合わせた環境整備が求められています。

こうした中で、小中一貫教育やアクティブラーニング、インクルーシブ教育、コミュニティスクール等の新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備と、地域活動に有効的な公共財産活用等も視野に入れた、学校施設マネジメントを実現するため、「上尾市教育振興基本計画」や、上位計画である「上尾市公共施設等総合管理計画」に沿った維持可能な施設整備を念頭に「上尾市学校施設更新計画」を令和2年度に策定することを予定しています。

上記を踏まえ、「上尾市学校施設更新計画基本方針」は、上尾市学校施設更新計画の策定に先立って、「持続可能な教育環境づくり」を主眼として、学校の適正規模のあり方などのマネジメントの基本的な考え方や方向性を示すとともに、学校施設の環境整備、老朽化対策、計画的な施設配置等の基本的な方針を定めることを目的として策定します。

### 2. 対象施設

上尾市の保有する小学校（22校）、中学校（11校）を対象とします。

### 3. 基本方針の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である『第5次上尾市総合計画後期基本計画』で掲げる「児童生徒の安全確保や、安心・安全で充実した学校生活が過ごせる環境整備」を根拠とし、『上尾市教育振興基本計画』及び上位計画である『上尾市公共施設等総合管理計画』の考えに則る『上尾市学校施設更新計画』の策定に向けた基本方針として位置付けます。

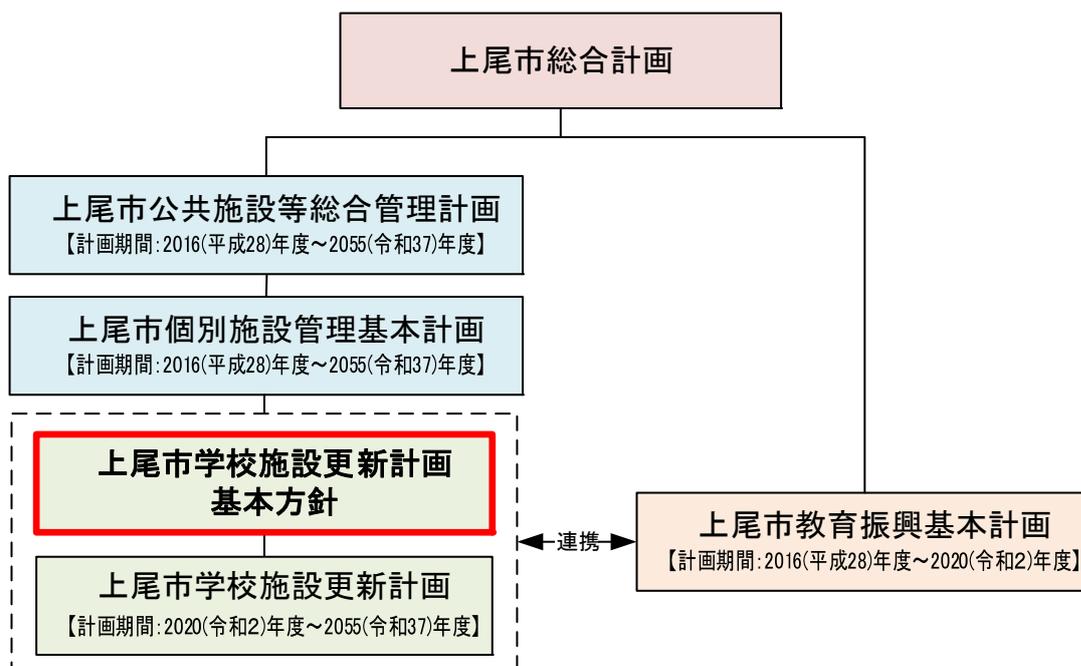


図 1-1 基本方針の位置付け

### 4. 基本方針の対象期間

基本方針の対象期間は、「上尾市公共施設等総合管理計画」及び「上尾市個別施設管理基本計画」との整合を踏まえて、2055（令和37年）年度を見据えたものとします。

なお、この基本方針は、教育制度改革や上位計画の見直し、市民ニーズの変化等、社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 上尾市の教育環境の現状

### 1. 通学区域

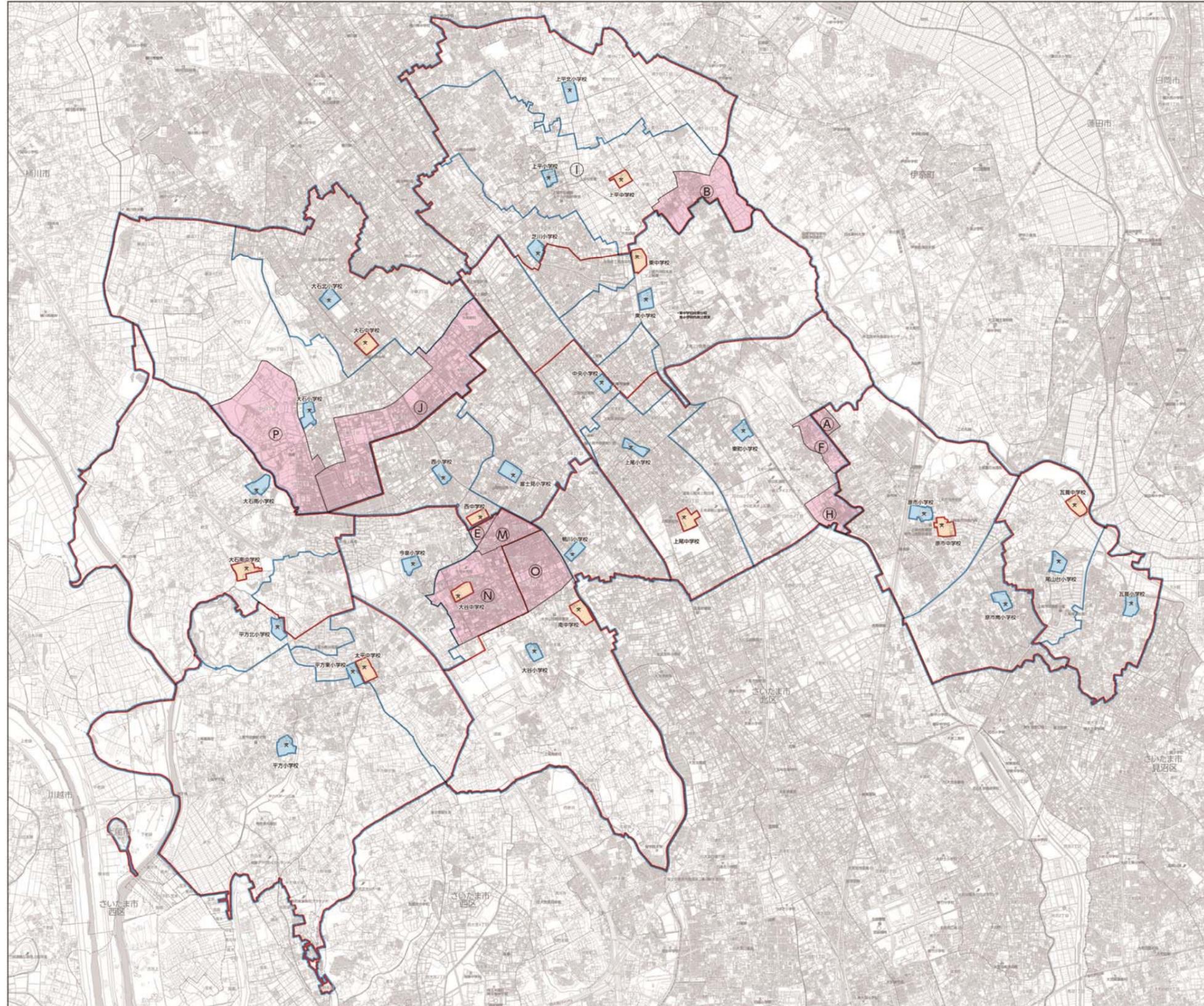
上尾市内の小・中学校における通学区域を以下に示します。

表 2-1 上尾市の小・中学校における通学区域

中学校	小学校	通学区域
上尾中学校	上尾小学校	愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、栄町、宮本町の一部、仲町一丁目、仲町二丁目、日の出一丁目、本町一丁目の一部
	中央小学校の一部	宮本町の一部、上町一丁目、上町二丁目、柏座一丁目の一部、本町一丁目の一部、本町二丁目の一部
	東町小学校	大字原市の一部、大字上尾下、大字平塚の一部、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、二ツ宮の一部、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目
東中学校	芝川小学校の一部	錦町、大字上尾村の一部、本町六丁目の一部、緑丘四丁目、緑丘五丁目
	中央小学校の一部	原新町、大字中妻の一部、本町三丁目、本町四丁目の一部、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目
	東小学校	大字原市の一部、大字上尾宿、大字上尾村の一部、大字西門前の一部、大字南の一部、大字平塚の一部、二ツ宮の一部、本町二丁目の一部、本町四丁目の一部、本町五丁目、本町六丁目の一部
原市中学校	原市小学校	原市中一丁目、原市中三丁目、原市北一丁目、五番町、大字原市の一部
	原市南小学校	大字瓦葺の一部、大字原市の一部
瓦葺中学校	瓦葺小学校	大字瓦葺の一部
	尾山台小学校	大字瓦葺の一部、大字原市の一部
上平中学校	芝川小学校の一部	上平中央一丁目、上平中央二丁目の一部、上平中央三丁目の一部、大字久保の一部、大字上の一部、大字西門前の一部
	上平小学校	上平中央二丁目の一部、上平中央三丁目の一部、菅谷一丁目の一部、大字久保の一部、大字上の一部、大字菅谷の一部、大字西門前の一部、大字南の一部、大字平塚の一部、平塚一丁目、平塚二丁目
	上平北小学校	須ヶ谷一丁目、須ヶ谷二丁目、須ヶ谷三丁目、菅谷一丁目の一部、菅谷二丁目、菅谷三丁目、菅谷四丁目、菅谷五丁目、菅谷六丁目、大字久保の一部、大字上の一部、大字菅谷の一部、大字西門前の一部、大字南の一部
大谷中学校	今泉小学校	大字壺丁目の一部、大字向山の一部、大字今泉の一部、大字小敷谷の一部、大字川の一部
	大谷小学校の一部	向山二丁目、向山四丁目、西宮下、川一丁目、川二丁目、大字今泉の一部、大字川の一部
西中学校	西小学校	今泉一丁目、小泉一丁目、小泉二丁目、小泉三丁目の一部、小泉四丁目の一部、浅間台三丁目の一部、大字今泉の一部、大字小泉の一部、大字川の一部、弁財一丁目、弁財二丁目
	富士見小学校	春日一丁目、春日二丁目、谷津二丁目の一部、柏座一丁目の一部、柏座二丁目、柏座三丁目、柏座四丁目、富士見二丁目
南中学校	鴨川小学校	西宮下一丁目、西宮下二丁目、西宮下三丁目、西宮下四丁目、谷津一丁目、谷津二丁目の一部、富士見一丁目
	大谷小学校の一部	向山一丁目の一部、向山三丁目の一部、大字壺丁目の一部、大字戸崎、大字向山の一部、大字大谷本郷、大字地頭方の一部、大字中新井、大字堤崎
太平中学校	平方小学校	大字上野、大字上野本郷、大字西貝塚、大字平方の一部、大字平方領々家
	平方東小学校	大字壺丁目の一部、大字小敷谷の一部、大字地頭方の一部
	平方北小学校の一部	大字小敷谷の一部、大字平方の一部
大石中学校	大石小学校	小泉三丁目の一部、小泉四丁目の一部、小泉五丁目、小泉六丁目、小泉七丁目の一部、小泉八丁目の一部、小泉九丁目、浅間台一丁目、浅間台二丁目、浅間台三丁目の一部、浅間台四丁目、大字小泉の一部、中分一丁目、中分二丁目、中分三丁目、中分四丁目、中分五丁目、中分六丁目、藤波一丁目、藤波二丁目、藤波三丁目、藤波四丁目
	大石北小学校	井戸木一丁目、井戸木二丁目、井戸木三丁目、井戸木四丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、大字小泉の一部、中妻一丁目、中妻二丁目、中妻三丁目、中妻四丁目、中妻五丁目
大石南中学校	大石南小学校	大字今泉の一部、大字小敷谷の一部、大字畔吉、大字領家
	平方北小学校の一部	大字小敷谷の一部

余白 ページ

# 上尾市通学区域図



## 学区調整区域 (平成31年4月1日現在)

小学校

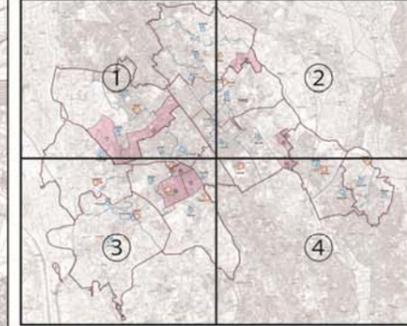
区域	指定校	選択校
A	原市小学校	東町小学校
B	上平小学校	東小学校
E	大谷小学校	今泉小学校
F	東町小学校	原市小学校
H	東町小学校	原市小学校
I	上平小学校	上平北小学校
J	大石小学校	西小学校
M	大谷小学校	今泉小学校
N	大谷小学校	今泉小学校
O	大谷小学校	鶴川小学校
P	大石小学校	大石南小学校

※①区域は、上平小学校区全域

中学校

区域	指定校	選択校
A	原市中学校	上尾中学校
B	上平中学校	東中学校
E	大谷中学校	西中学校
F	上尾中学校	原市中学校
H	上尾中学校	原市中学校
J	大石中学校	西中学校
M	大谷中学校	西中学校
O	南中学校	大谷中学校
P	大石中学校	大石南中学校

### <分割図>



凡例

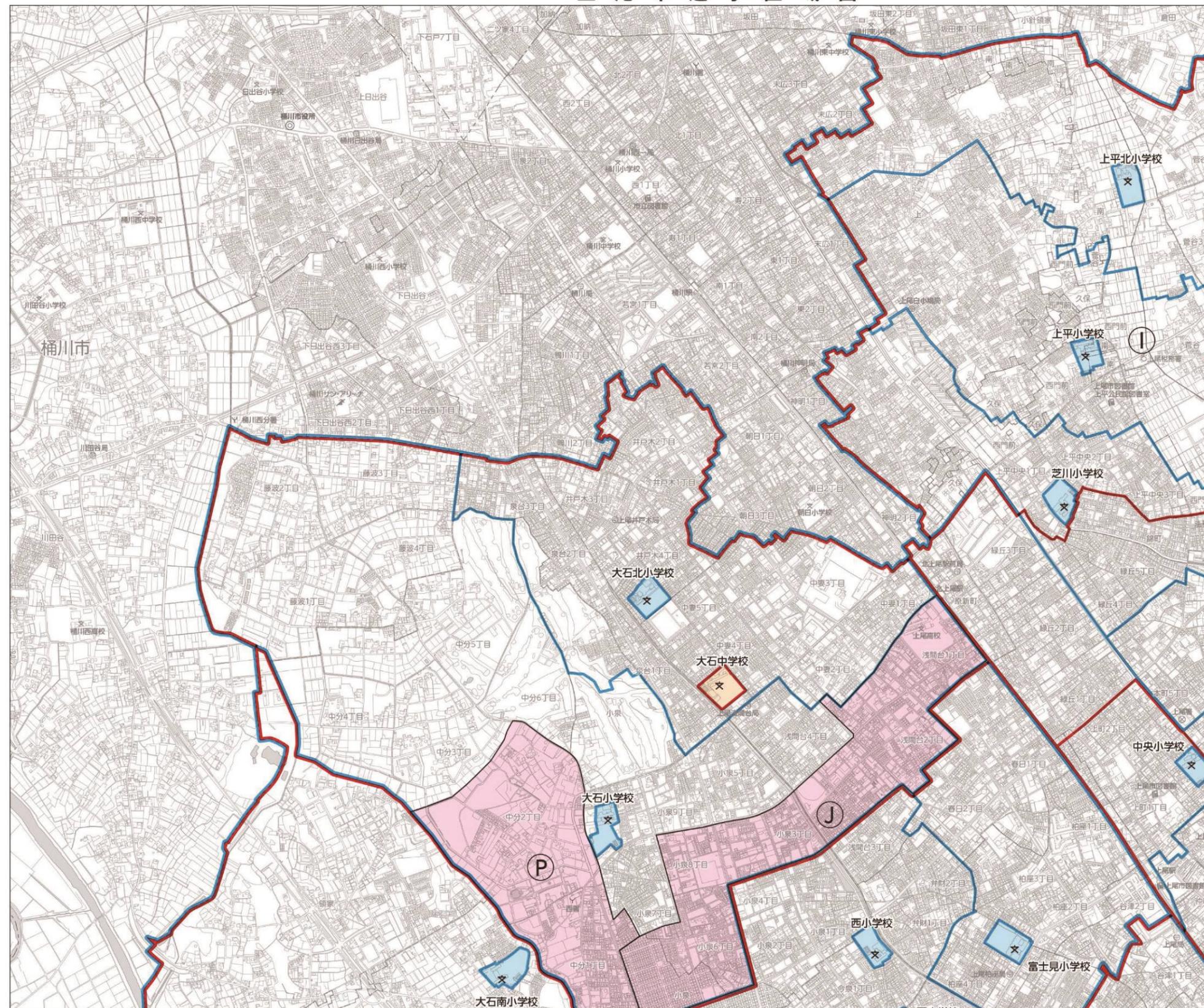
小学校通学区境界	— (Blue line)
中学校通学区境界	— (Red line)
小学校通学区内の学校	■ (Blue square) 小学校名
中学校通学区内の学校	■ (Red square) 中学校名
学区調整区域	■ (Pink area)

「この地図は、上尾市長の承認を得て同市発行の地形図を使用して図製したものです。」(上尾第162号) © 2019 ZENRIN CO., LTD.

図 2-1 上尾市通学区域図 (全体図)

余白 ページ

# 上尾市通学区域图



## 学区調整区域 (平成31年4月1日現在)

小学校

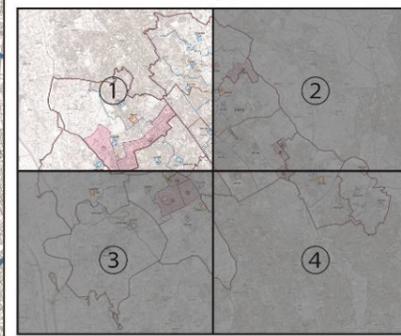
区域	指定校	選択校
(A)	原市小学校	東町小学校
(B)	上平小学校	東小学校
(E)	大谷小学校	今泉小学校
(F)	東町小学校	原市小学校
(H)	東町小学校	原市小学校
(I)	上平小学校	上平北小学校
(J)	大石小学校	西小学校
(M)	大谷小学校	今泉小学校
(N)	大谷小学校	今泉小学校
(O)	大谷小学校	鶴川小学校
(P)	大石小学校	大石南小学校

※①区域は、上平小学校区全域

中学校

区域	指定校	選択校
(A)	原市中学校	上尾中学校
(B)	上平中学校	東中学校
(E)	大谷中学校	西中学校
(F)	上尾中学校	原市中学校
(H)	上尾中学校	原市中学校
(J)	大石中学校	西中学校
(M)	大谷中学校	西中学校
(O)	南中学校	大谷中学校
(P)	大石中学校	大石南中学校

## <分割図>



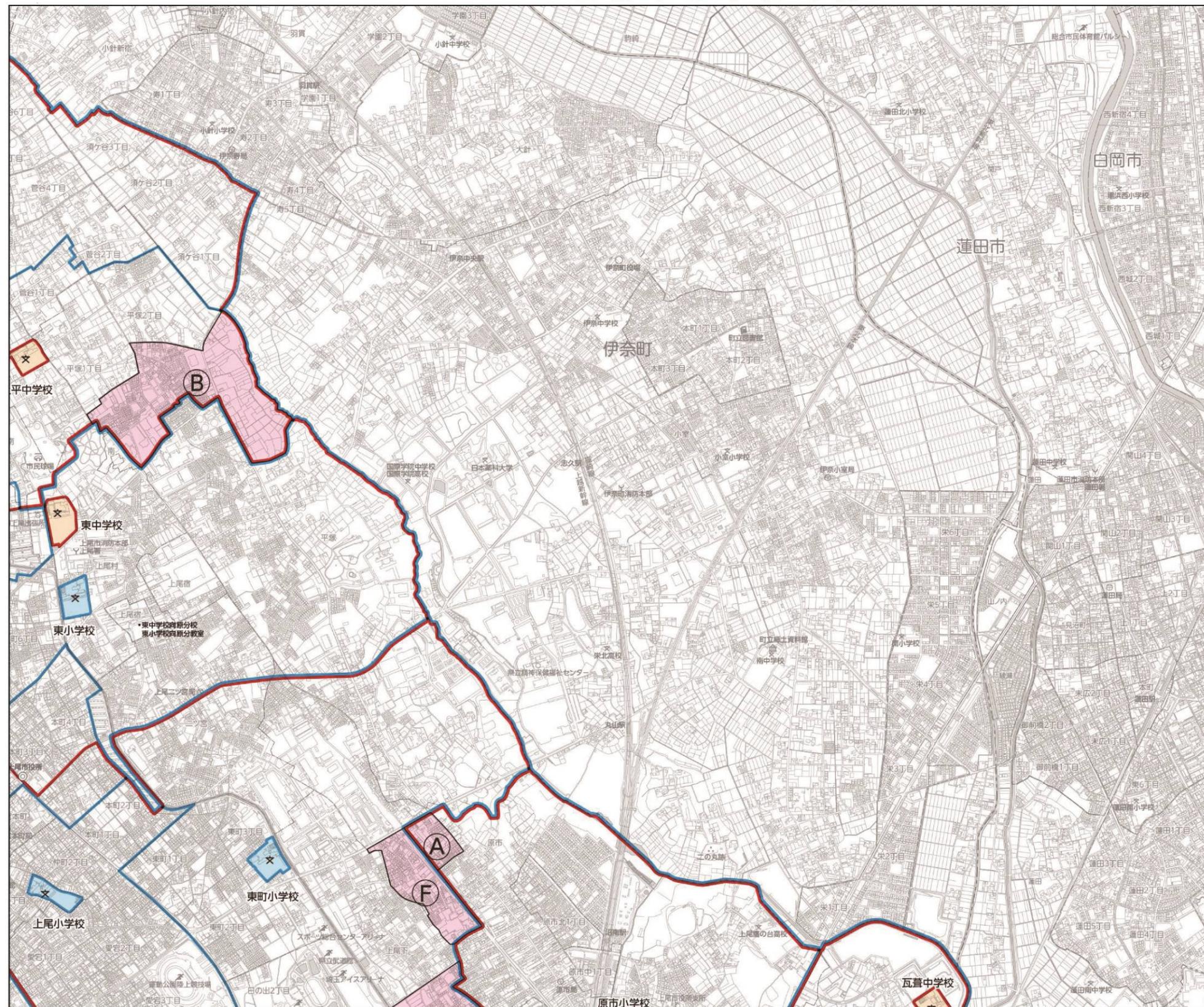
凡 例

小学校通学区域界	— (Blue line)
中学校通学区域界	— (Red line)
小学校通学区域内の学校	文 (Blue box)
中学校通学区域内の学校	中 (Red box)
学区調整区域	■ (Pink area)

図 2-2 上尾市通学区域图 (分割図①)

余白 ページ

# 上尾市通学区域図



## 学区調整区域

(平成31年4月1日現在)

### 小学校

区域	指定校	選択校
(A)	原市小学校	東町小学校
(B)	上平小学校	東小学校
(E)	大谷小学校	今泉小学校
(F)	東町小学校	原市小学校
(H)	東町小学校	原市小学校
(I)	上平小学校	上平北小学校
(J)	大石小学校	西小学校
(M)	大谷小学校	今泉小学校
(N)	大谷小学校	今泉小学校
(O)	大谷小学校	鶴川小学校
(P)	大石小学校	大石南小学校

※①区域は、上平小学校区全域

### 中学校

区域	指定校	選択校
(A)	原市中学校	上尾中学校
(B)	上平中学校	東中学校
(E)	大谷中学校	西中学校
(F)	上尾中学校	原市中学校
(H)	上尾中学校	原市中学校
(J)	大石中学校	西中学校
(M)	大谷中学校	西中学校
(O)	南中学校	大谷中学校
(P)	大石中学校	大石南中学校

## <分割図>

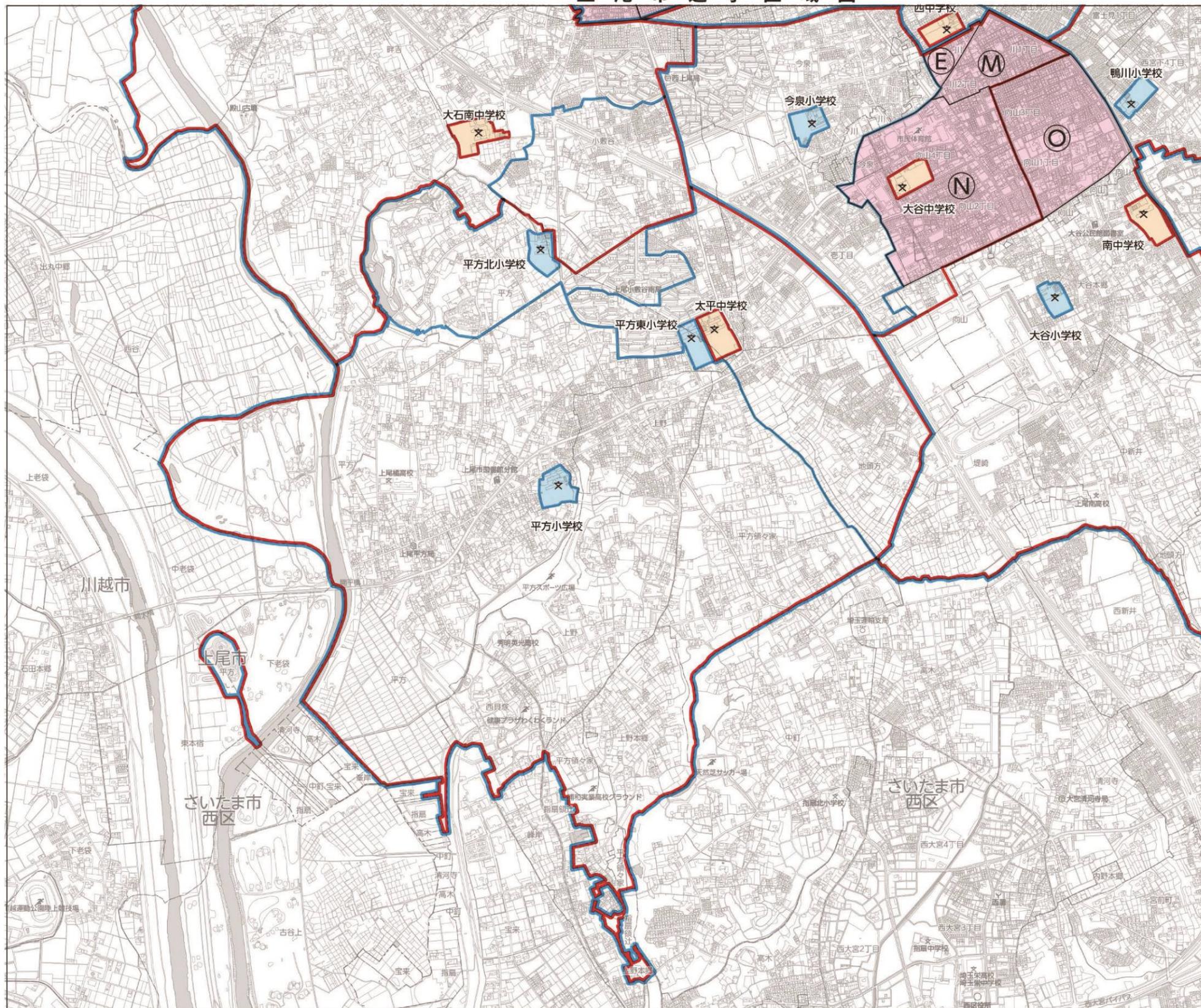


凡 例	
小学校通学区域界	— (Blue line)
中学校通学区域界	— (Red line)
小学校通学区域内の学校	■ (Blue square) 小学校名
中学校通学区域内の学校	■ (Orange square) 中学校名
学区調整区域	■ (Pink square)

図 2-3 上尾市通学区域図 (分割図②)

余白 ページ

# 上尾市通学区域図



## 学区調整区域

(平成31年4月1日現在)

### 小学校

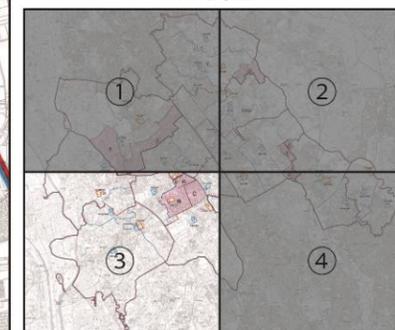
区域	指定校	選択校
(A)	原市小学校	東町小学校
(B)	上平小学校	東小学校
(E)	大谷小学校	今泉小学校
(F)	東町小学校	原市小学校
(H)	東町小学校	原市小学校
(I)	上平小学校	上平北小学校
(J)	大石小学校	西小学校
(M)	大谷小学校	今泉小学校
(N)	大谷小学校	今泉小学校
(O)	大谷小学校	鴨川小学校
(P)	大石小学校	大石南小学校

※(O)区域は、上平小学校区全域

### 中学校

区域	指定校	選択校
(A)	原市中学校	上尾中学校
(B)	上平中学校	東中学校
(E)	大谷中学校	西中学校
(F)	上尾中学校	原市中学校
(H)	上尾中学校	原市中学校
(J)	大石中学校	西中学校
(M)	大谷中学校	西中学校
(O)	南中学校	大谷中学校
(P)	大石中学校	大石南中学校

## <分割図>



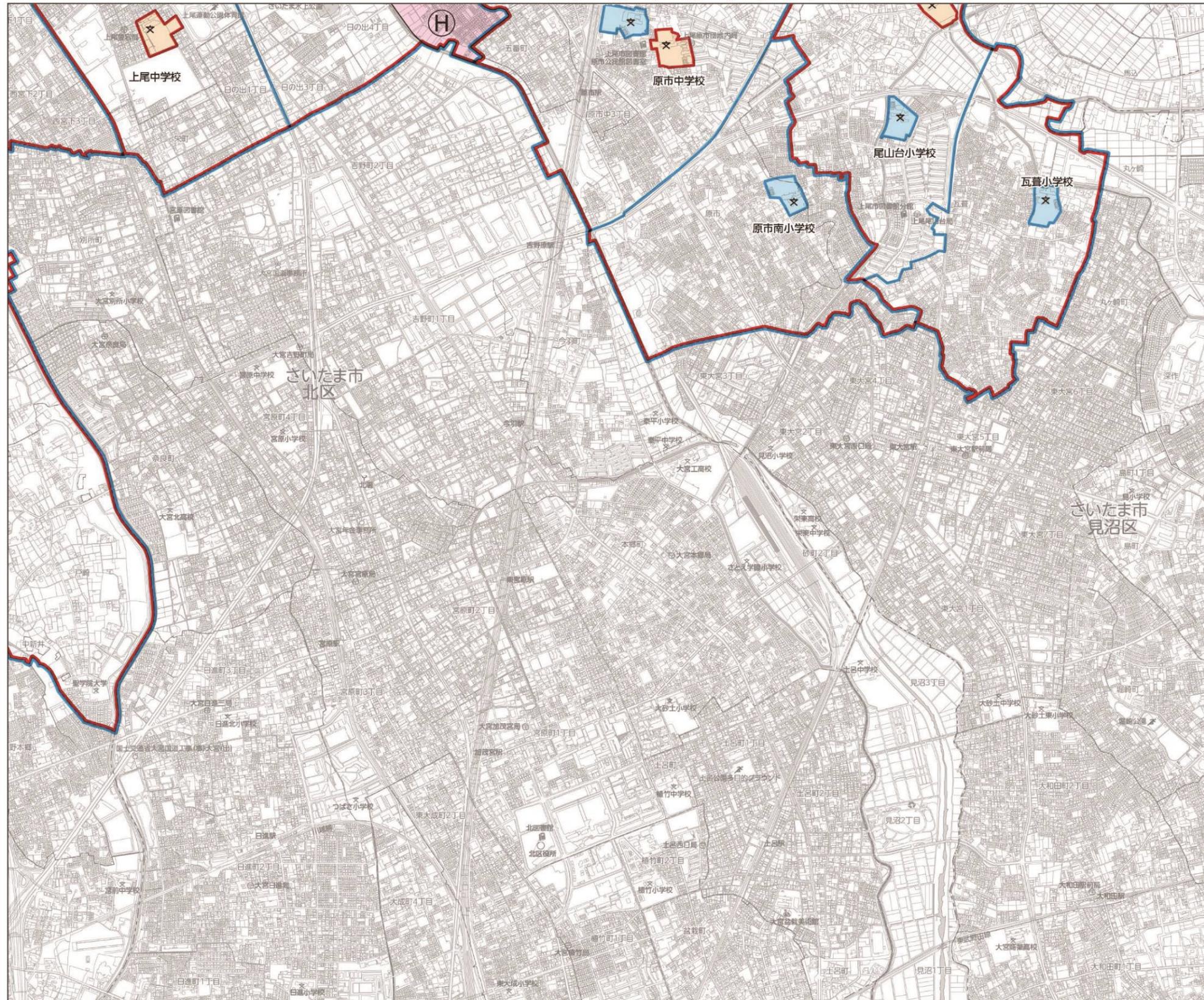
凡 例	
小学校通学区域界	— (Blue line)
中学校通学区域界	— (Red line)
小学校通学区域内の学校	■ (Blue square) 小学校名
中学校通学区域内の学校	■ (Red square) 中学校名
学区調整区域	■ (Pink square)

「この地図は、上尾市長の承認を得て同市発行の地形図を使用して調製したものです。」(上巻第182号) © 2019 ZENRIN CO., LTD.

図 2-4 上尾市通学区域図 (分割図③)

余白 ページ

# 上尾市通学区域図



## 学区調整区域 (平成31年4月1日現在)

小学校

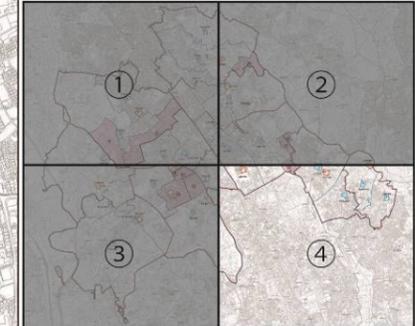
区域	指定校	選択校
(A)	原市小学校	東町小学校
(B)	上平小学校	東小学校
(E)	大谷小学校	今泉小学校
(F)	東町小学校	原市小学校
(H)	東町小学校	原市小学校
(I)	上平小学校	上平北小学校
(J)	大石小学校	西小学校
(M)	大谷小学校	今泉小学校
(N)	大谷小学校	今泉小学校
(O)	大谷小学校	鶴川小学校
(P)	大石小学校	大石南小学校

※①区域は、上平小学校区全域

中学校

区域	指定校	選択校
(A)	原市中学校	上尾中学校
(B)	上平中学校	東中学校
(E)	大谷中学校	西中学校
(F)	上尾中学校	原市中学校
(H)	上尾中学校	原市中学校
(J)	大石中学校	西中学校
(M)	大谷中学校	西中学校
(O)	南中学校	大谷中学校
(P)	大石中学校	大石南中学校

## <分割図>



凡例

小学校通学区域界	— (Blue line)
中学校通学区域界	— (Red line)
小学校通学区域内の学校	— (Blue box with 'x')
中学校通学区域内の学校	— (Red box with 'x')
学区調整区域	— (Pink box)

図 2-5 上尾市通学区域図 (分割図④)

余白 ページ

## 2. 学校別児童数、生徒数の推移・見込み

### (1) 上尾市全体の児童数、生徒数の推移・見込み

上尾市全体の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 上尾市の小学校児童数は 1970 年代までは増加傾向にあるが、1980（昭和 55）年をピークに減少に転じている。その後 2000（平成 12）年頃から緩やかに増加し、13,000 人台まで回復したが、現在にかけて減少傾向にある。また児童数は今後も減少していく見込みである。
  - 中学校生徒数は 1986（昭和 61）年以降減少に転じている。2006（平成 18）年頃から緩やかに増加したが、2014（平成 26）年から再び減少し、今後は横ばいで推移していく見込みである。
  - 1 校あたりの学級数は 2023（令和 5）年にかけて減少し、小学校 1 校あたり 15 学級程度、中学校 1 校あたり 14 学級程度になる見込みである。
- ※見込み：住民基本台帳より平成 30 年度時点の就学前人口を集計

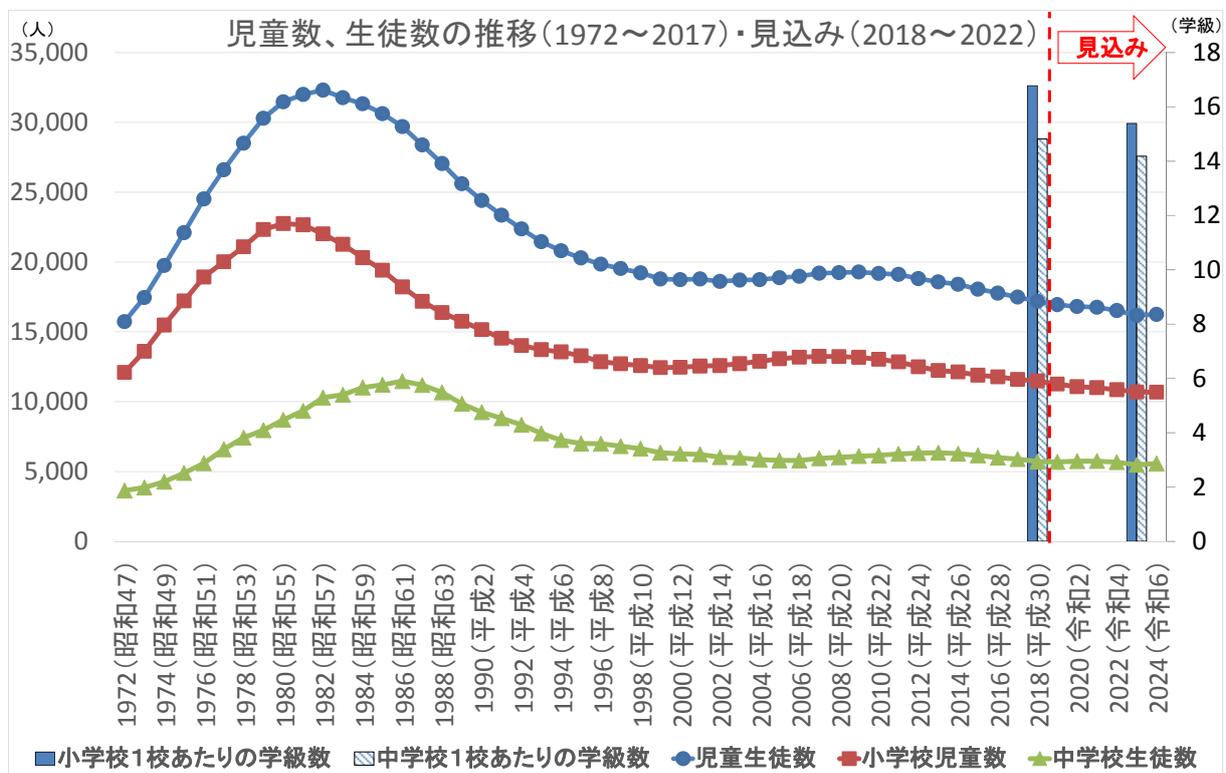


図 2-6 上尾市の児童数、生徒数の推移・見込み

## (2) 地区別の児童数、生徒数の推移・見込み

### 1) 上尾地区

上尾地区の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 上尾地区の児童数は、1980（昭和 55）年頃から概ね減少傾向にある。2000 年代に入り、一部では児童数の回復がみられるが、その後は減少または横ばいで推移している。2024（令和 6）年には 1 校あたり 500～700 人程度になると見込まれる。
- 上尾地区の生徒数は、2000（平成 12）年以降はおおむね横ばいで推移しており、2024（令和 6）年には 1 校あたり 600～800 人程度になると見込まれる。

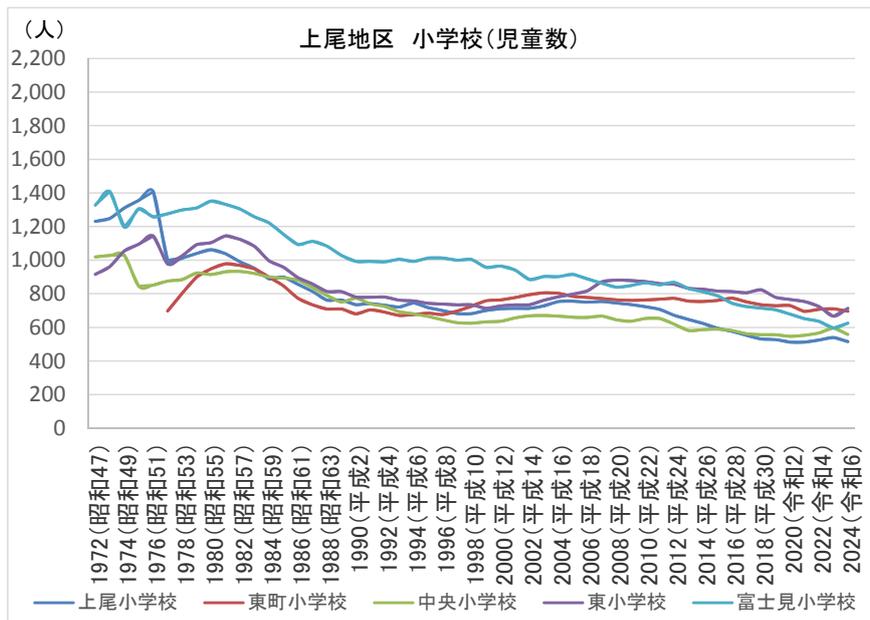


図 2-7 上尾地区における児童数の推移・見込み

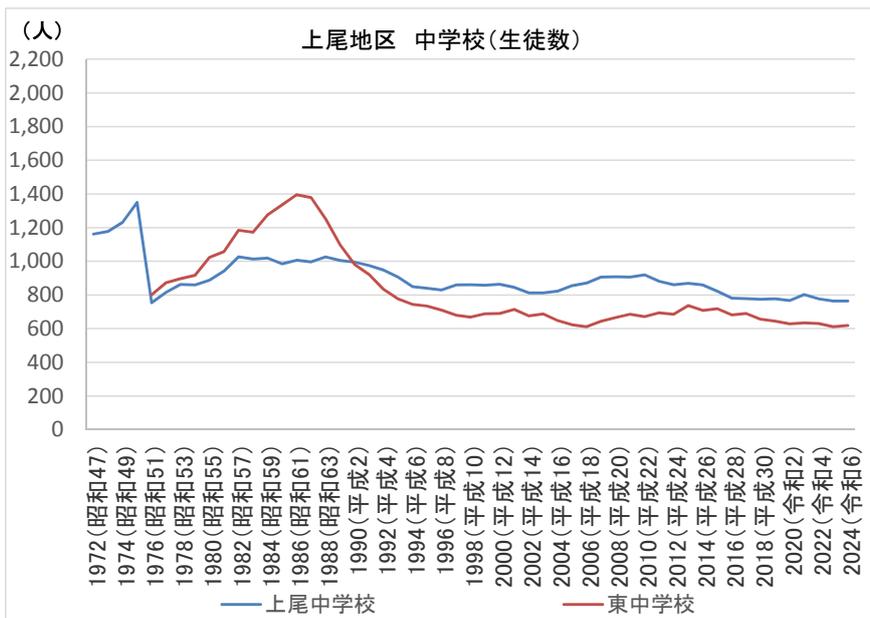


図 2-8 上尾地区における生徒数の推移・見込み

## 2) 平方地区

平方地区の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 平方地区の児童数は、いずれの小学校でも 1980（昭和 55）年頃から大きく減少し、1990（平成 2）年頃までに半数程度の児童数となっている。その後はいずれも緩やかな減少傾向にある。なお 2024（令和 6）年には 1 校あたり 100～300 人程度になると見込まれる。
- 太平中学校の生徒数は、1985（昭和 60）年の 1,305 人をピークに減少している。2004（平成 16）年頃に生徒数が約 400 人となり、その後は概ね横ばいで推移している。なお 2024（令和 6）年には 340 人程度になると見込まれる。

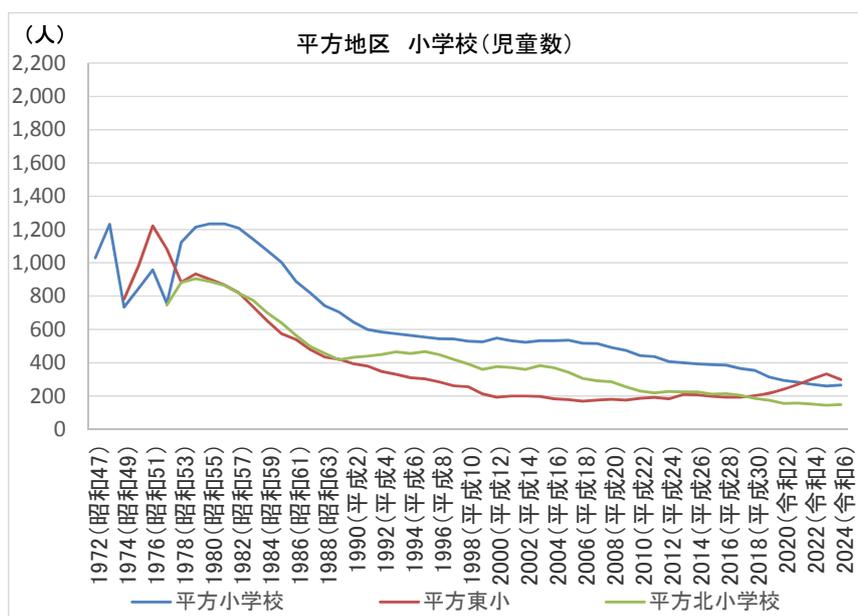


図 2-9 平方地区における児童数の推移・見込み

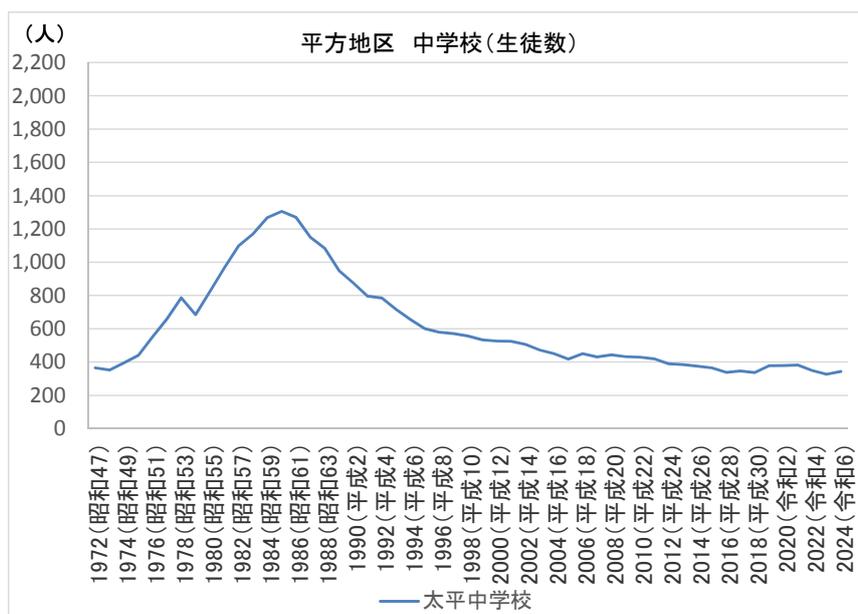


図 2-10 平方地区における生徒数の推移・見込み

### 3) 原市地区

原市地区の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 原市地区の児童数は、1974（昭和49）年時点で開校していた2つの小学校では1校あたり1,200人を超え、新たに2つの学校が開校した後も増加傾向であったが、その後大きく減少し、2024（令和6）年には1校あたり200～600人程度になると見込まれる。
- 原市地区の生徒数は、いずれの中学校でも1980年代にピークを迎え、徐々に減少してきたが、2010（平成22）年頃から緩やかに増加した後、横ばいで推移している。2024（令和6）年には生徒数は1校あたり300～600人程度になると見込まれる。

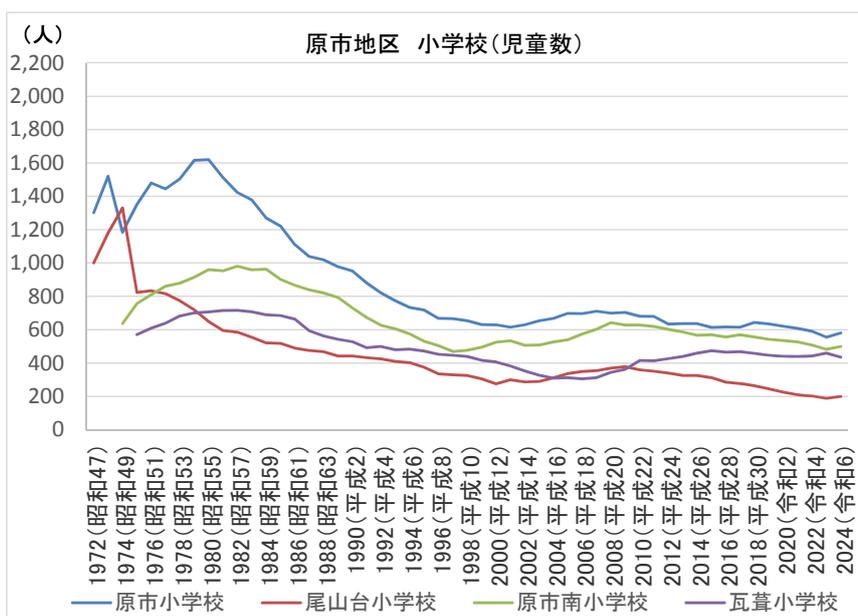


図 2-11 原市地区における児童数の推移・見込み

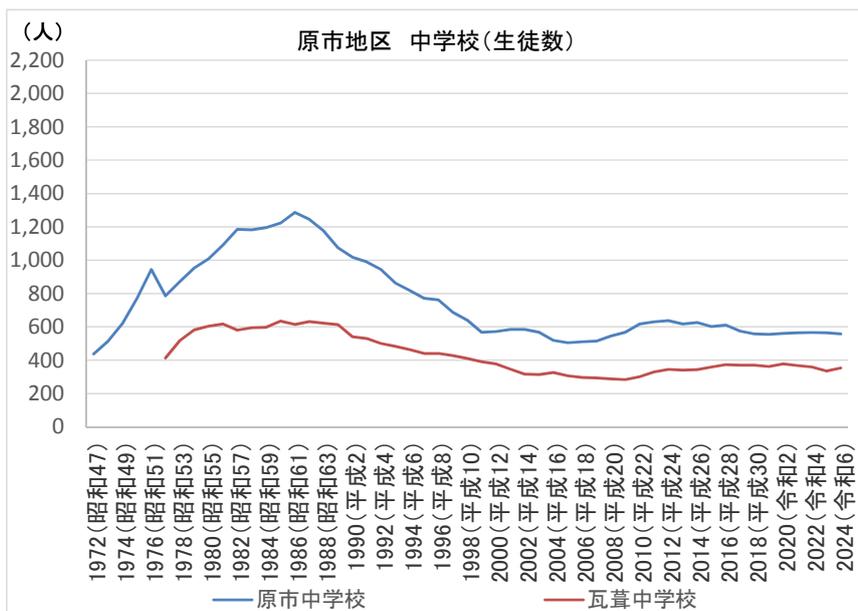


図 2-12 原市地区における生徒数の推移・見込み

#### 4) 大石地区

大石地区の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 大石地区の児童数は、1970年代を境に大幅に減少しているが、大石小学校の児童数は2007（平成19）年頃にかけて1,100人程度まで回復している。2024（令和6）年の児童数は大石小学校と大石北小学校で800人前後、大石南小学校で200人程度になると見込まれており、地区内で大きな差が生じている。
- 大石地区の生徒数は、いずれの中学校でも1984（昭和59）年をピークに減少している。その後、大石中学校は横ばい、大石南中学校は減少傾向で推移しており、2024（令和6）年には大石中学校で800人程度、大石南中学校では200人程度になると見込まれる。

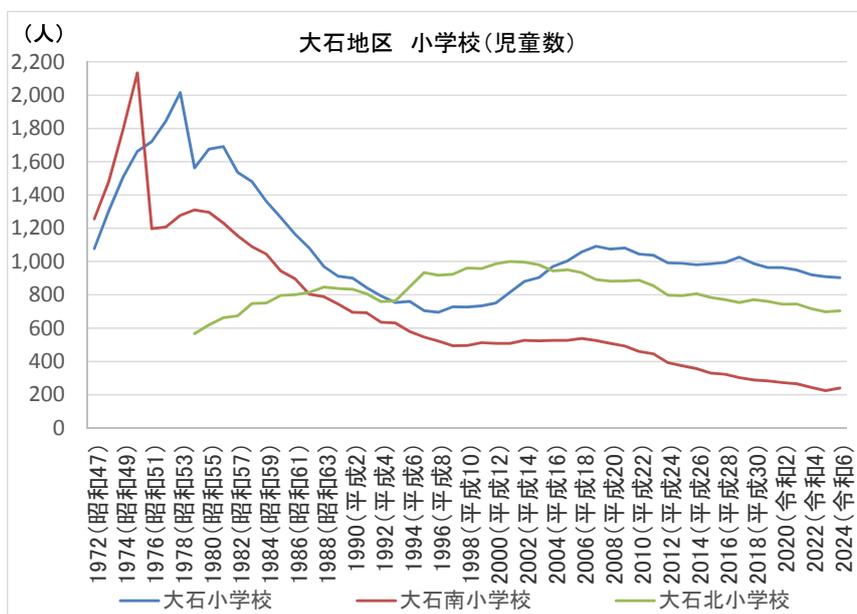


図 2-13 大石地区における児童数の推移・見込み

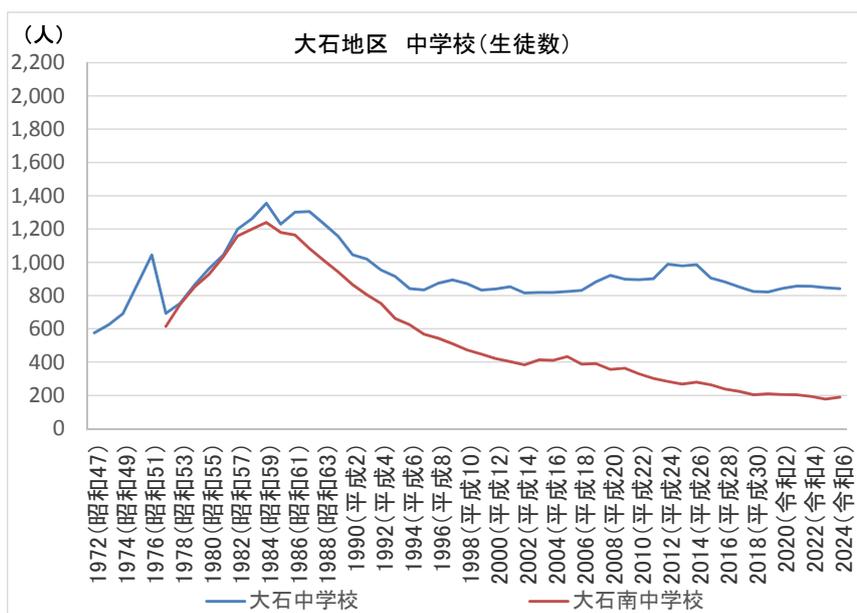


図 2-14 大石地区における生徒数の推移・見込み

## 5) 上平地区

上平地区の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 上平地区の児童数は、いずれの小学校でも 1982（昭和 57）年頃から減少傾向にある。2000（平成 12）年以降は芝川小学校、上平北小学校の児童数は概ね横ばいで推移しているが、上平小学校の児童数は 2008（平成 20）年頃から大きく減少している。なお 2024（令和 6）年頃には 1 校あたり 200～600 人程度になると見込まれる。
- 上平中学校の生徒数は、1986（昭和 61）年をピークに減少し、2000（平成 12）年頃からは 600 人前後で概ね横ばいで推移している。

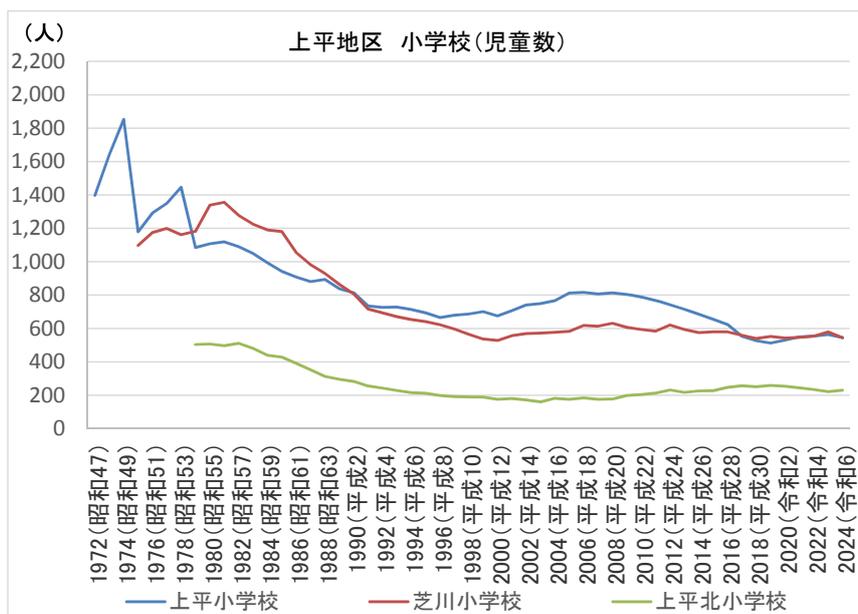


図 2-15 上平地区における児童数の推移・見込み



図 2-16 上平地区における生徒数の推移・見込み

## 6) 大谷地区

大谷地区の児童数、生徒数の推移・見込みを以下に示します。

- 大谷地区の児童数は、いずれの小学校でも 1980（昭和 55）～1985（昭和 60）年頃にピークを迎え、その後は減少している。1990（平成 2）年以降は概ね横ばいで推移しており、2024（令和 6）年には大谷小学校で 800 人、鴨川小学校、今泉小学校、西小学校で、それぞれ 1 校あたり 400 人程度になると見込まれる。
- 大谷地区の生徒数は、1994（平成 6 年）年以降は横ばいで推移しており、2024（令和 6）年には 1 校あたり 300～600 人程度になると見込まれる。

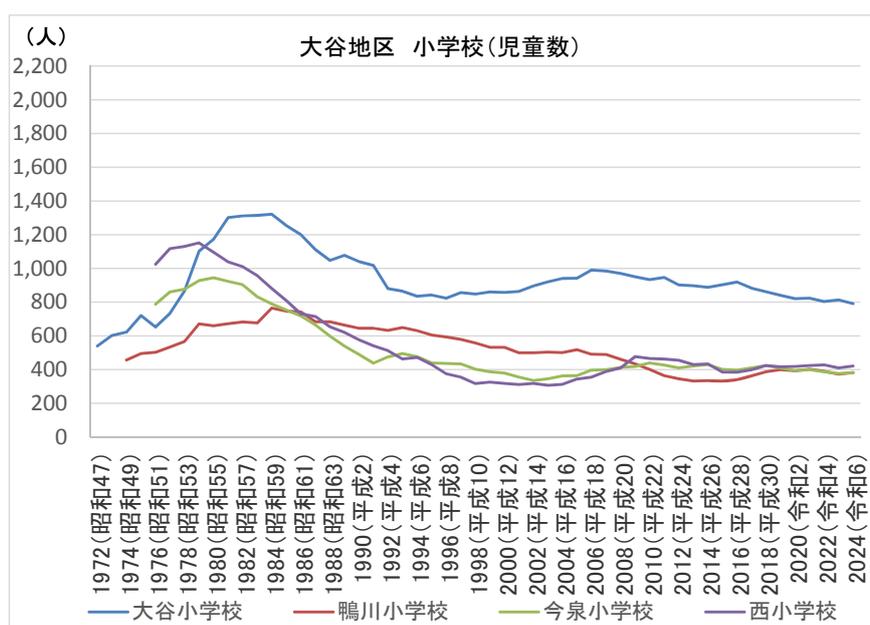


図 2-17 大谷地区における児童数の推移・見込み

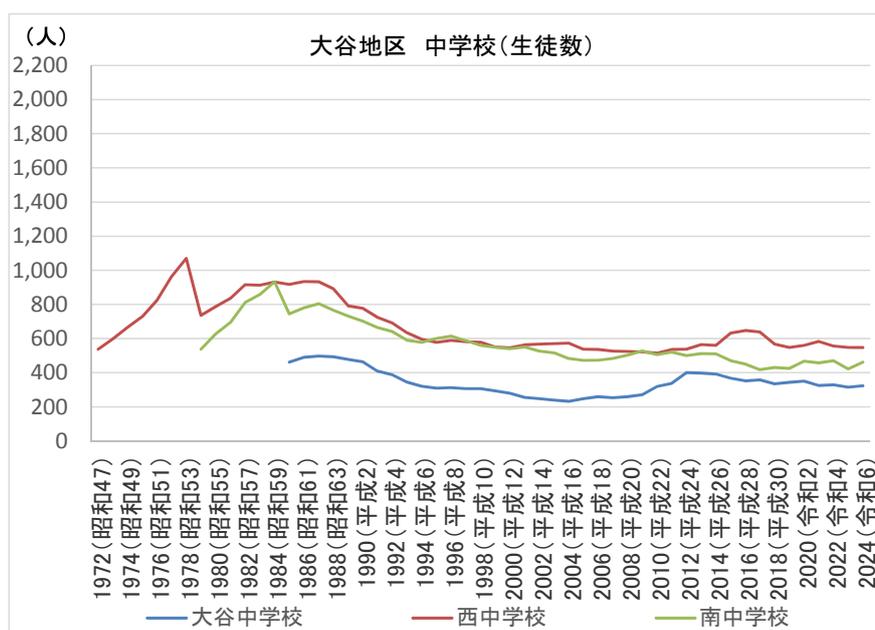


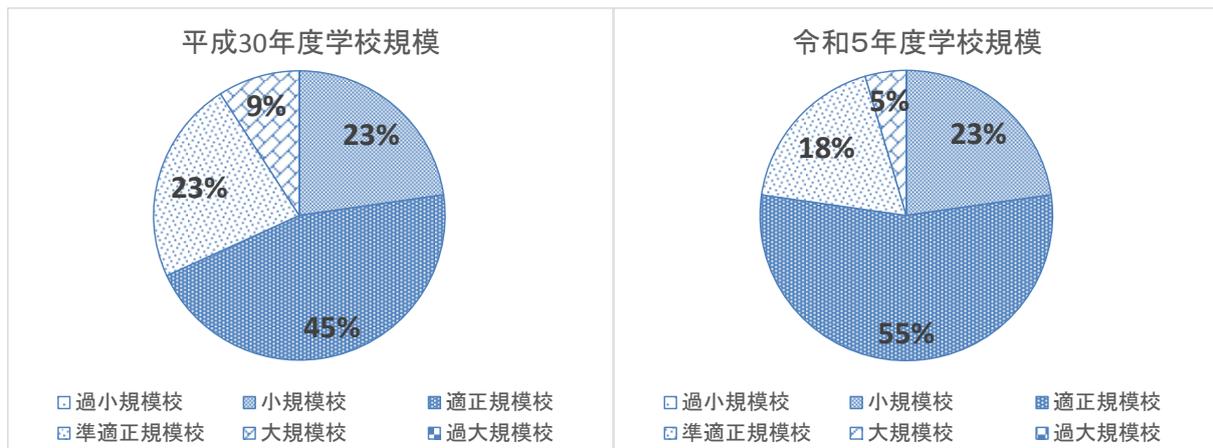
図 2-18 大谷地区における生徒数の推移・見込み

### 3. 学校規模の状況

#### (1) 小学校

上尾市の小学校の学校規模の状況を以下に示します。

- 2018（平成30）年度における上尾市の小学校の学校規模は、小規模校が23%（5校）、適正規模校が45%（10校）、準適正規模校が23%（5校）、大規模校が9%（2校）である。
- 2023（令和5）年度における上尾市の小学校の学校規模は、小規模校が23%（5校）、適正規模校が55%（12校）、準適正規模校が18%（4校）、大規模校が5%（1校）となる見込みである。



※＜参考1＞令和5年度学校規模見込み表 参照

図 2-19 小学校の学校規模

表 2-2 学校規模の基準（小学校）

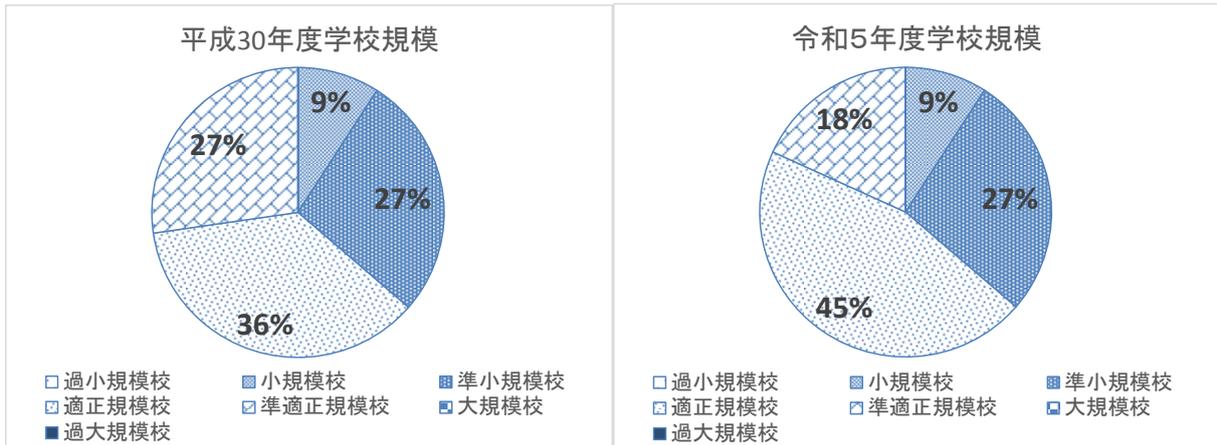
学校規模(小学校)	基準
過小規模校	1～5学級
小規模校	6～11学級
適正規模校	12～18学級
準適正規模校	19～24学級
大規模校	25～30学級
過大規模校	31学級以上

※＜参考2＞学校規模の定義 参照

(2) 中学校

上尾市の中学校の学校規模の状況を以下に示します。

- 2018（平成30）年度における上尾市の中学校の学校規模は、小規模校が9%（1校）、準小規模校が27%（3校）、適正規模校が36%（4校）、準適正規模校が27%（3校）である。
- 2023（令和5）年度における上尾市の中学校の学校規模は、小規模校が9%（1校）、準小規模校が27%（3校）、適正規模校が45%（5校）、準適正規模校が18%（2校）となる見込みである。



※＜参考1＞令和5年度学校規模見込み表 参照

図 2-20 中学校の学校規模

表 2-3 学校規模の基準（中学校）

学校規模(中学校)	基準
過小規模校	1～2学級
小規模校	3～8学級
準小規模校	9～11学級
適正規模校	12～18学級
準適正規模校	19～24学級
大規模校	25～30学級
過大規模校	31学級以上

※＜参考2＞学校規模の定義 参照

<参考1> 令和5年度学校規模見込み表

表 2-4 学校規模見込み表（小学校）

通常学級数

（1クラスの上限人数 1学年：35人、2学年：35人、3～6学年：40人）  
（上段H30年度、下段令和5年度見込み）

学校番号	学校名	年度	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	クラス数	規模名称
1	上尾小学校	H30	2	3	3	3	3	3	17	適正規模校
		R5	3	3	3	2	3	2	16	適正規模校
2	中央小学校	H30	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
		R5	4	3	3	3	2	3	18	適正規模校
3	大谷小学校	H30	4	4	4	4	5	4	25	大規模校
		R5	4	4	4	4	4	4	24	準適正規模校
4	平方小学校	H30	2	2	2	2	2	2	12	適正規模校
		R5	1	2	2	1	1	2	9	小規模校
5	大石小学校	H30	5	5	4	5	5	5	29	大規模校
		R5	5	4	5	5	4	4	27	大規模校
6	原市小学校	H30	4	4	3	3	3	3	20	準適正規模校
		R5	2	3	3	3	3	3	17	適正規模校
7	上平小学校	H30	3	2	3	3	3	3	17	適正規模校
		R5	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
8	富士見小学校	H30	4	4	3	4	3	3	21	準適正規模校
		R5	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
9	尾山台小学校	H30	1	2	2	2	2	2	11	小規模校
		R5	1	1	1	1	1	1	6	小規模校
10	東小学校	H30	4	4	4	3	4	4	23	準適正規模校
		R5	3	4	3	3	3	4	20	準適正規模校
11	大石南小学校	H30	1	2	2	2	2	2	11	小規模校
		R5	1	1	1	2	2	1	8	小規模校
12	平方東小学校	H30	2	1	1	1	1	1	7	小規模校
		R5	2	2	2	2	2	2	12	適正規模校
13	原市南小学校	H30	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
		R5	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
14	鴨川小学校	H30	3	3	2	2	2	2	14	適正規模校
		R5	2	2	2	2	2	2	12	適正規模校
15	芝川小学校	H30	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
		R5	3	3	3	3	3	3	18	適正規模校
16	瓦葺小学校	H30	2	2	3	2	2	3	14	適正規模校
		R5	3	3	2	2	2	2	14	適正規模校
17	今泉小学校	H30	3	2	2	2	3	2	14	適正規模校
		R5	2	2	2	2	2	2	12	適正規模校
18	西小学校	H30	2	3	2	2	2	2	13	適正規模校
		R5	2	3	2	2	2	2	13	適正規模校
19	東町小学校	H30	4	4	3	4	3	4	22	準適正規模校
		R5	4	4	3	3	4	3	21	準適正規模校
20	平方北小学校	H30	1	1	1	1	2	1	7	小規模校
		R5	1	1	1	1	1	1	6	小規模校
21	大石北小学校	H30	4	4	4	4	4	4	24	準適正規模校
		R5	3	4	4	3	3	3	20	準適正規模校
22	上平北小学校	H30	2	2	2	2	1	1	10	小規模校
		R5	1	1	1	1	1	2	7	小規模校

表 2-5 学校規模見込み表（中学校）

通常学級数

（1クラスの上限人数 1学年：35人、2～3学年：40人）

（上段H30年度、下段令和5年度見込み）

学校番号	学校名	年度	1学年	2学年	3学年	クラス数	規模名称
23	上尾中学校	H30	7	7	7	21	準適正規模校
		R5	7	6	7	20	準適正規模校
24	太平中学校	H30	4	4	3	11	準小規模校
		R5	3	3	3	9	準小規模校
25	大石中学校	H30	8	7	8	23	準適正規模校
		R5	8	8	8	24	準適正規模校
26	原市中学校	H30	5	5	5	15	適正規模校
		R5	6	5	5	16	適正規模校
27	上平中学校	H30	7	6	6	19	準適正規模校
		R5	5	5	5	15	適正規模校
28	西中学校	H30	5	5	6	16	適正規模校
		R5	6	5	5	16	適正規模校
29	東中学校	H30	6	6	6	18	適正規模校
		R5	6	6	6	18	適正規模校
30	大石南中学校	H30	2	2	2	6	小規模校
		R5	2	2	2	6	小規模校
31	瓦葺中学校	H30	4	3	4	11	準小規模校
		R5	3	4	3	10	準小規模校
32	南中学校	H30	5	4	4	13	適正規模校
		R5	4	4	4	12	適正規模校
33	大谷中学校	H30	4	3	3	10	準小規模校
		R5	4	3	3	10	準小規模校

## <参考2> 学校規模の定義

上尾市では、下記の資料を参考に学校規模の基準を以下のとおり定義します。

参考資料：学校教育法施行規則

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引※1

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

### <学校規模の定義>

	5 6					18 19		24 25		30 31		(学級数)
小学校	過小規模校		小規模校			適正規模校		準適正規模校		大規模校		過大規模校
中学校	過小規模校		小規模校		準小規模校	適正規模校		準適正規模校		大規模校		過大規模校
	2 3		8 9		11 12	18 19		24 25		30 31		(学級数)

#### ① 学校規模の定義（小学校）

##### 過小規模校《1～5学級》

【1～5学級：複式学級が存在する規模】※1より抜粋

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

##### 小規模校《6～11学級》

【6学級：クラス替えができない規模】※1より抜粋

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】※1より抜粋

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】※1より抜粋

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

##### 適正規模校《12～18学級》

【12～18学級：標準的な学校規模】

学校教育法施行規則第41条より。

##### 準適正規模校《19～24学級》

【19～24学級：標準的な学校規模の弾力運営規模】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項を参照し、適正規模の弾力運営規模と設定。

##### 大規模校《25～30学級》

【25～30学級：大規模校】

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より。

##### 過大規模校《31学級以上》

【31学級以上：過大規模校】

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より。

## ② 学校規模の定義（中学校）

### 過小規模校《1～2学級》

【1～2学級：複式学級が存在する規模】※1より抜粋

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

### 小規模校《3～8学級》

【3学級：クラス替えができない規模】※1より抜粋

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】※1より抜粋

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】※1より抜粋

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

### 準小規模校《9～11学級》

【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】※1より抜粋

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

### 適正規模校《12～18学級》

【12～18学級：標準的な学校規模】

学校教育法施行規則第79条より。

### 準適正規模校《19～24学級》

【19～24学級：標準的な学校規模の弾力運営規模】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項を参照し、適正規模の弾力運営規模として設定。

### 大規模校《25～30学級》

【25～30学級：大規模校】

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より。

### 過大規模校《31学級以上》

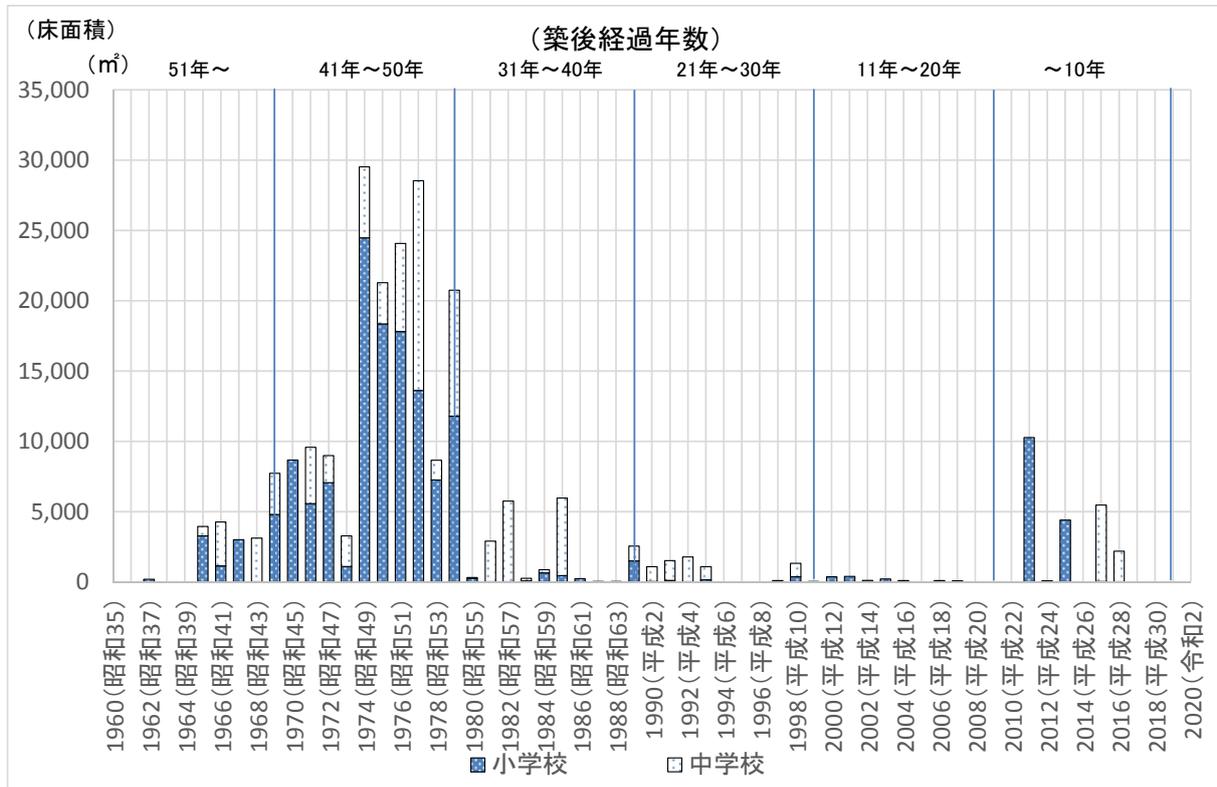
【31学級以上：過大規模校】

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引より。

#### 4. 学校施設の経年状況

上尾市の学校施設における経年状況を以下に示します。

- 小学校、中学校ともに 1970 年代に学校施設の整備が集中している。これらの建物は、築後 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。



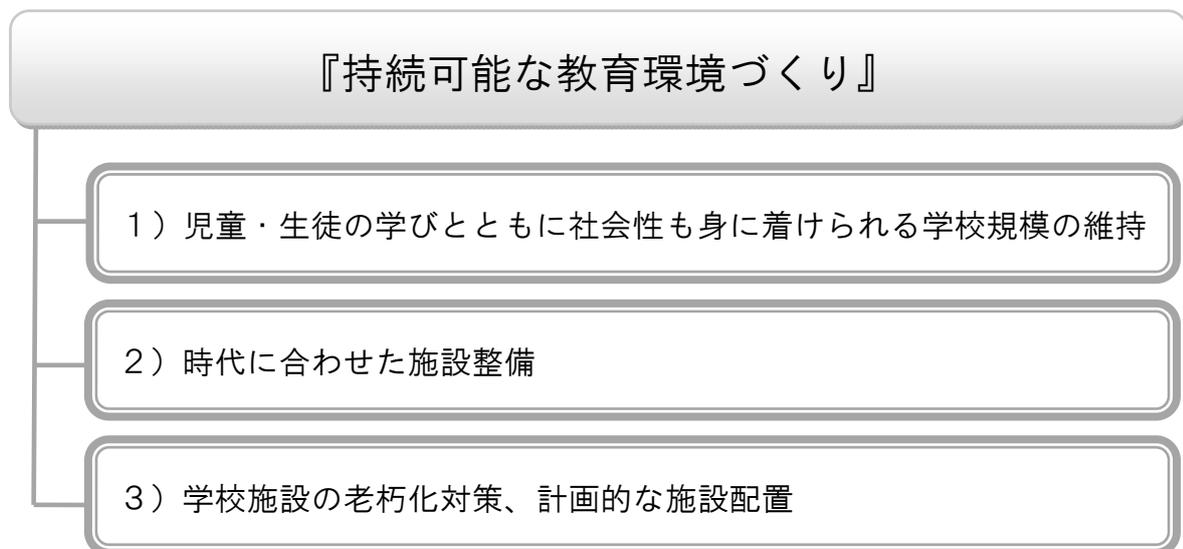
資料：上尾市公共施設白書

図 2-21 学校施設の経年状況

## 第3章 上尾市が目標とする教育環境

### 1. 教育環境整備のコンセプト

新たな学校環境を必要とする取組に対応する施設整備と学校施設の老朽化状況を踏まえた学校施設の効率的・効果的なマネジメントを目指して『持続可能な教育環境づくり』を教育環境整備におけるコンセプトとします。また、上記コンセプトに基づき、下記の3つを教育環境整備における基本的な視点とし、教育環境の充実と学校施設マネジメントの両面から適正な教育環境整備について検討を行います。



### 2. これからの学校施設のあり方

教育環境整備のコンセプトである「持続可能な教育環境づくり」に基づき、『適正な学校規模づくり』、『利用しやすい教育環境整備』、『施設の健全化と複合化』の3つを「これからの学校施設のあり方」として適正な教育環境整備に向けた検討を行います。

- (1) 適正な学校規模づくり
- (2) 利用しやすい教育環境整備の推進
- (3) 施設の健全化と複合化

## (1) 適正な学校規模づくり

### 1) 小・中学校における適正規模の検討

#### 【適正規模の基準（望ましい学校規模）】

小学校：12 学級から 18 学級

中学校：12 学級から 18 学級

#### 【設定の考え方】

- 「学校教育法施行規則」における標準的な学級数に基づき、小・中学校ともに『12 学級から 18 学級』を本市における学校の【適正規模の基準】とします。

#### 【許容できる最低規模の基準（学校規模の下限值）】

小学校：12 学級（児童数：246 人）

中学校：9 学級（生徒数：246 人）

#### 【設定の考え方】

- 小学校については、学校施設ミーティングの意見等をもとに、クラス替えが可能な各学年 2 学級を確保できる総学級数である『12 学級』、また、1 学年あたり 2 学級とできる児童数（各学年 41 人）を確保できる総児童数の『246 人』を【許容できる最低規模の基準】とします。  
なお、特別支援学級については、上記学級数に含めず、整備を検討します。
- 中学校については、教員配置上で免許外教科担任（教育教員免許法附則第 2 項に定める免許外教科担任制度）を無くせる目安である総学級数『9 学級』（各学年 3 学級）を確保でき、また、小学校 2 校分（許容できる最低規模）の卒業生を受け入れることを想定して総生徒数『246 人』を【許容できる最低規模の基準】とします。  
なお、特別支援学級及び、通級指導教室については、上記学級数に含めず、整備を検討します。

#### 《基準を下回った際の対策》

- 学級数もしくは児童数、生徒数が【許容できる最低規模の基準】を下回る予測がされる場合、学校単位で小規模学校問題検討会等の設置を検討し、対応すべき課題について整理するとともに、学校施設の再編や市域を越えた通学についても視野に入れた対策に取り組めます。
- また、上記の最低規模の基準を下回り、学校施設の再編を実施する場合、「これからの学校施設を考えるアンケートⅠ」等より、下記を目安の規模として検討を行います。

#### 【最低規模の基準を下回り、再編する際に目指す規模の目安】

小学校：18 学級程度（児童数：540 人以上）

※ 1 学年 3 学級を確保し、各学級の人数が 25～35 人となる児童数。

中学校：15 学級程度（生徒数：525 人以上）

※ 1 学年 5 学級を確保し、各学級の人数が 31～35 人となる生徒数。

## 2) 学校規模によるメリット・デメリット

### ① 小規模校におけるメリットの検討

学校施設ミーティングにおける検討内容及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省 H27.1）」を踏まえて、小規模校の主なメリットとして下記の内容が考えられます。

#### 【小規模校におけるメリット】

- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- 様々な活動においては、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい

### ② 小規模校におけるデメリットの検討

学校施設ミーティングにおける検討内容及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省 H27.1）」を踏まえて、小規模校の主なデメリットとして下記の内容が考えられます。

#### 【小規模校におけるデメリット】

- クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- クラブ活動や部活動の種類が限定される
- 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団行動の実施に制約が生じる
- 班活動やグループ分けに制約が生じる
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる

＜参考＞公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省 H27.1）【抜粋】

**【小規模校におけるメリット（小規模校のメリット）】**

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

**【小規模校におけるデメリット（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）】**

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥男女比の偏りが生じやすい
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

### 3) 小・中学校における適正配置の検討

#### 【通学距離の基準】

小学校の通学距離：4.0 k m以内

中学校の通学距離：6.0 k m以内

#### 【設定の考え方】

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令より。
- 小・中学校ともに学校施設ミーティングでの意見及び「これからの学校施設を考えるアンケートⅠ」にて徒歩通学の上限值として回答が多かったことを踏まえて、小学校、中学校ともに『1.5km から 2.0km 以内』を本市における徒歩通学の目安とします。再編を機に徒歩通学の距離が、上記の徒歩通学の目安よりも長くなる場合は、他の通学方法についても、協議を行います。

## (2) 利用しやすい教育環境整備の推進

大規模改修、改築、再編等を実施する際は、学校施設としての必要機能の確保を行うとともに、利用しやすい教育環境整備の実現に向けて、下記の「教育環境面でのソフト施策」と「施設利用面でのソフト施策」を掲げ、それらに関わるハード施策（施設整備）の推進を図ります。特に取り組むものとして、小中一貫教育、新学習指導要領となる、主体的・対話的な深い学び、インクルーシブ教育等を支える、時代に合わせた環境整備の推進を目指します。

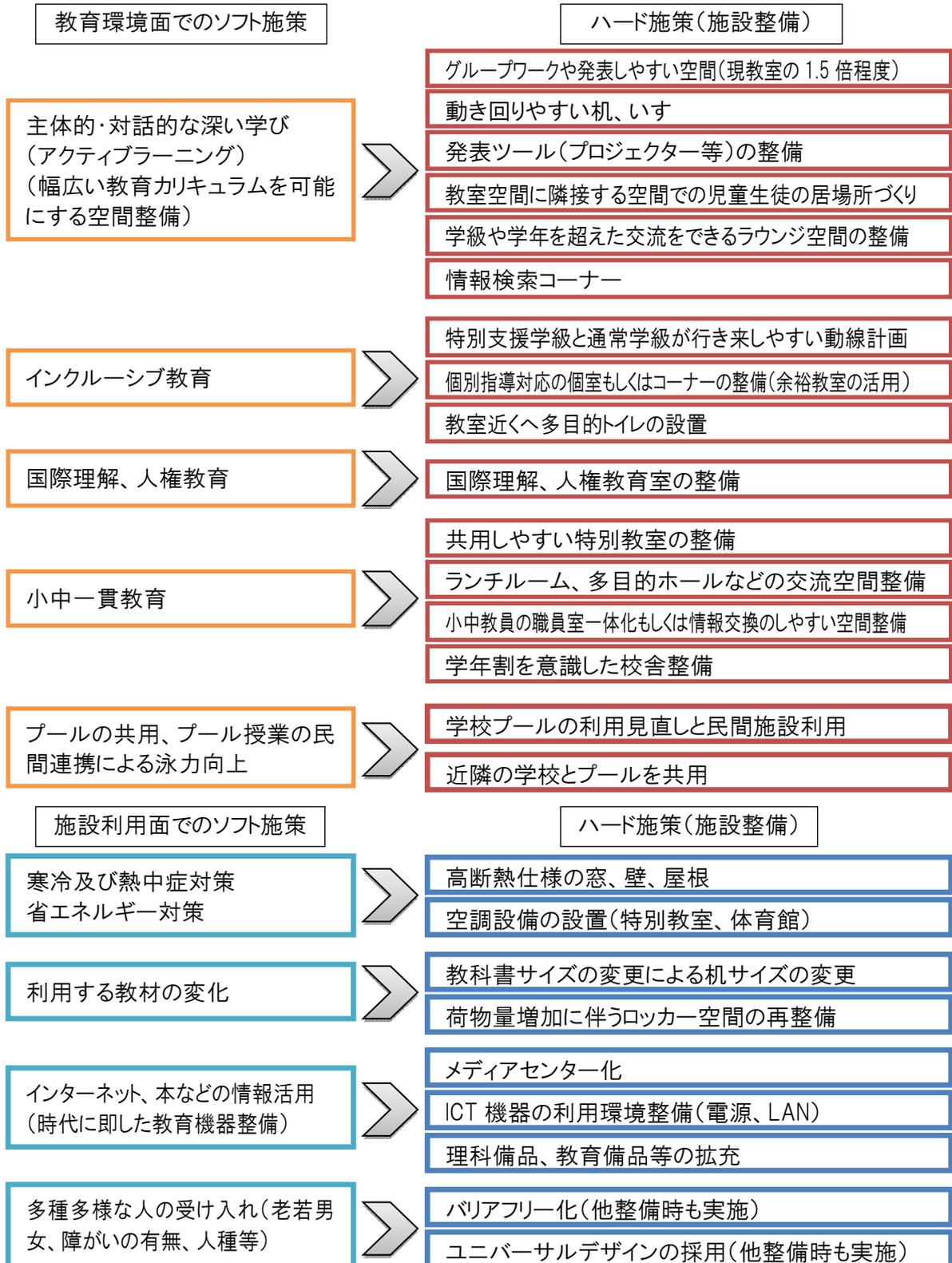


図 3-1 利用しやすい教育環境整備の推進

### (3) 施設の健全化と複合化

#### 1) 学校施設の維持保全(劣化対策)

学校施設の維持保全にあたっては、上尾市個別施設管理基本計画（第1編 公共建築物管理基本計画）の維持保全の考え方に基づき、原則として安心・安全の確保や劣化の回復など機能不全の回避を最優先とし、日常点検や法定点検、建物調査、運営データの分析などにより建物の状態監視を徹底し、供用に必要な部位や設備を絞り込んで最適な保全措置を講じていきます。

## 2) 学校施設の複合化にあたっての基本的な方向性

学校施設としての教育環境の確保を基本として、学校施設ミーティング、「これからの学校施設を考えるアンケートⅠ」での意見等を踏まえ、大規模改修や改築、再編等を実施する際は、学校教育との相乗効果を見込める機能や学校施設と共有しやすい機能との複合化を図ることを基本とし、以下に複合化にあたっての基本的な方向性を示します。

### 【学校施設の複合化にあたっての基本的な方向性】

- 学校教育との相乗効果や教育上の効果が見込める機能を複合化
- 近隣学校との連携及び複合化した学校施設の共有・相互利用
- 地域連携の拠点づくり
- 子育て支援機能、高齢者福祉機能との連携（多世代交流）
- 余裕教室（空きスペース）の有効活用
- 防災機能（災害避難所等）の確保
- 防犯機能（セキュリティ）の確保

## 3) 学校施設との複合化を検討する機能

学校施設の複合化にあたっての基本的な方向性を踏まえて、『子どもの放課後活動機能』、『生涯学習（公民館）機能』、『災害時避難（防災）機能』、『スポーツ、健康活動機能』の4つを「学校との複合化を検討する機能」の目安とします。また、各複合化機能の導入に向けた主な整備内容の目安を以下に示します。

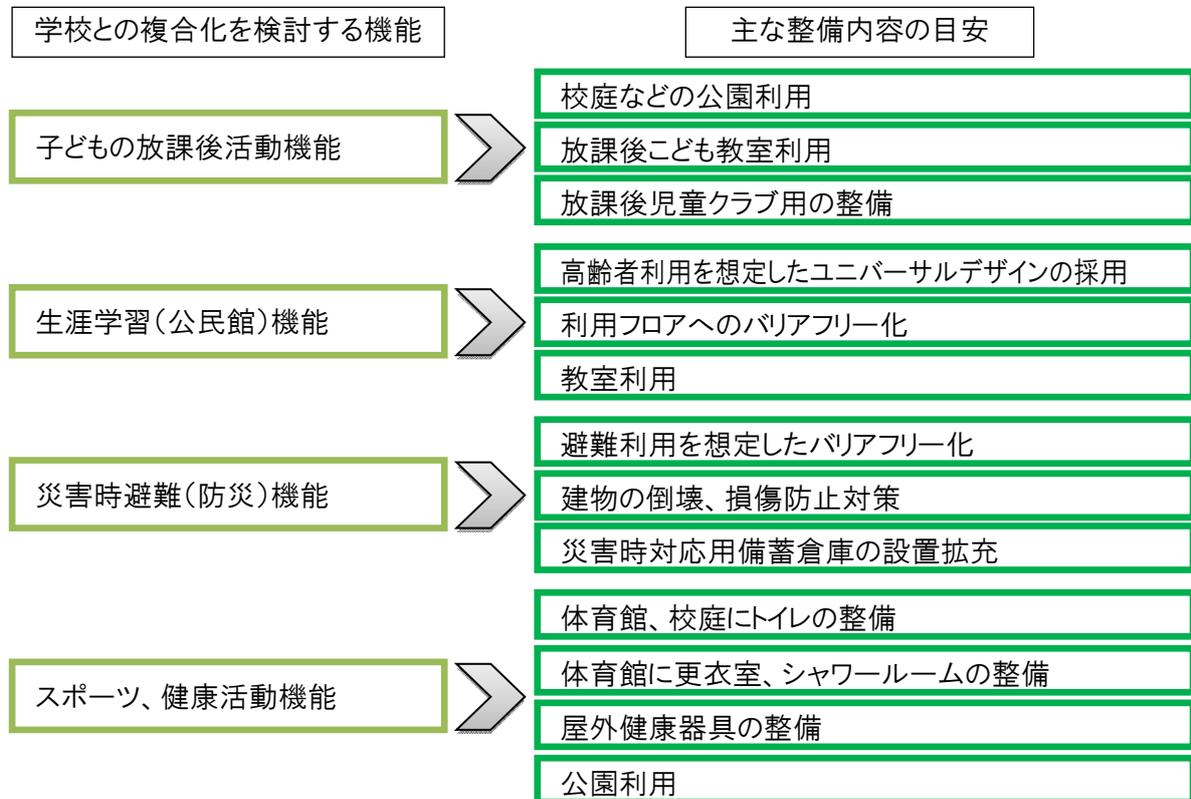


図 3-2 施設の健全化と複合化

## 【参考資料】

余白 ページ

## 【参考資料1】上位関連計画の整理

上尾市学校施設更新計画基本方針の上位・関連計画における、学校教育及び公共施設の位置付けについて以下に整理します。

### (1) 第5次上尾市総合計画（H23.3）

第5次上尾市総合計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 第5次上尾市総合計画は行政経営計画としてだけではなく、市民・事業者・行政が共有する協働によるまちづくりの行動計画としての役割を持っており、7つの「まちづくりの基本方向」に向けた施策の方針や内容が示されている。
- 施策の中項目「学校教育の充実」において「教職員の資質・能力の向上」、「学校経営の改善・充実」、「学校安全の推進」、「就学支援等の充実」が掲げられている。

### 第5次上尾市総合計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）

#### ■上尾市の目指す将来像

「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」

#### ■学校教育の充実

##### 施策の方針

教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育の実現に取り組むとともに、地域に根差した魅力ある学校づくりを推進します。また、児童生徒の安全確保や、安心・安全で充実した学校生活が過ごせる環境整備を図ります。さらに、経済的な理由などにより就学が困難な児童生徒に対する支援を行います。

##### 施策の内容

1) 教職員の資質・能力の向上	教職員の資質・指導力を高めるため、分野別・年代別研修の充実などを行うとともに、委嘱研究の推進を図ります。（指導課）
2) 学校経営の改善・充実	① 魅力ある学校づくりの推進 魅力ある学校をつくるため、学校の経営方針や教育指導の重点・努力事項を明確にするとともに、家庭や地域との連携、幼保小の連携※、中学校区による小中一貫教育※の推進を図ります。（指導課）
	② 通学区域の検討・整備 児童生徒が適切な規模の教育環境で学べるよう、地域の実情を考慮しながら通学区域の変更等を行い、学校規模の適正化を図ります。（学務課）
3) 学校安全の推進	① 児童の安全確保 登下校時や校内での児童生徒の安全を確保するため、青色防犯パトロールをはじめとした見守り活動や防犯ブザーの貸与などを行うとともに、児童生徒に対し交通安全・防犯・防災について指導の徹底を図ります。（学校保健課）
	② 安心・安全な学校づくり 児童生徒の安心・安全な教育環境を整備するため、公共施設マネジメント※に基づいて学校施設の維持管理及び保全を行うとともに、非構造部材の耐震化などを進めます。（教育総務課）
4) 就学支援等の充実	① 進学・修学に対する支援 経済的な理由により修学が困難な生徒や学生が進学・修学できるよう、入学準備金や奨学金の貸付を行います。（教育総務課）
	② 就学に対する援助 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒が就学できるよう、保護者に対し学用品費などを援助します。（学務課）
	③ 就学に対する支援 日本語の理解が十分でない外国人等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のため、日本語の指導員を配置します。（学務課）

## (2) 第2期上尾市教育振興基本計画 (H28.3)

第2期上尾市教育振興基本計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 第2期上尾市教育振興基本計画は、教育を取り巻く社会の動向や第5次上尾市総合計画後期基本計画、第1期計画の成果や課題を踏まえるとともに、国及び埼玉県の第2期教育振興基本計画を参酌し、中長期的な視点に立って、今後5年間にわたる本市の教育の基本理念、基本方針、基本目標ならびに施策及び取組の体系を示している。
- 基本目標1「確かな学力と自立する力の育成」における施策として「創意工夫を生かした教育指導の実施」、「小中一貫に向けた教育の推進」、「学校環境の整備・充実」、「学校経営の改善・充実」が掲げられている。

### 第2期上尾市教育振興基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）

#### ■創意工夫を生かした教育指導の実施

##### 現状

- ・ 現在、本市では児童生徒一人一人に知・徳・体の基礎・基本の確実な定着を図るため、「教育に関する3つの達成目標」（学力・規律ある態度・体力）などの取組を推進しています。児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、各学校が児童生徒の学習内容の定着状況を把握して成果と課題を明らかにし、改善計画を立て、学力向上に向け計画的に取り組むことが重要です。
- ・ 幼稚園・保育所などから小学校そして中学校へと、学習環境の変化に伴う子供たちの不適応を解消し、個に応じた指導を推進することが確かな学力の定着には不可欠です。少人数指導やチームティーチングなどきめ細かな指導が必要です。
- ・ 学校の教育力の向上を目指して、各学校が児童生徒の実態を踏まえ、常に指導方法の工夫・改善を図り、研究・実践を重ねることが重要です。

##### 主な取組

1. 確かな学力の定着と学力向上の推進
  - ・ 学習指導要領に基づき、児童生徒一人一人に「読む・書く」「計算」を中心として、基礎的・基本的な内容を身に付けさせます。また、学んだ知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの学力を育成します。
  - ・ 市や県の学力調査結果などにより、各学校が自校の児童生徒の学力や学習の状況を把握し、学校の課題改善に向けた「学力向上プラン」を作成します。また、そのプランに基づいて指導方法の工夫・改善を図り、児童生徒に確かな学力を身に付けさせます。
  - ・ 子供たちが自ら課題を見つけ、多様な他者との協働によって課題解決を図る力の育成のため、主体的・能動的な学びを重視した学習指導を展開します。
  - ・ 中学校1年にアップスマイル教員を配置することにより、少人数学級を編制し、個に応じたきめ細かな学習指導を展開します。
2. 魅力ある学校づくりの推進
  - ・ 市立幼稚園及び小中学校へ計画的に研究委嘱することを通して、各校が創意工夫を生かした教育活動を展開できるよう指導・支援し、魅力ある学校づくりを推進します。
  - ・ 研究発表を通し、研究成果などを全ての学校で共有化することにより、市全体の教育水準の向上を図ります。

## ■小中一貫に向けた教育の推進

### 現状

- ・ 「小1 プロブレム」や「中1 ギャップ」と呼ばれる進学に伴う新たな環境への不適應などの課題が深刻化しています。
- ・ 幼稚園・保育所における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、小学校の指導まで一貫した流れが円滑に接続されるよう、幼・保・小の更なる連携・交流が必要です。
- ・ 小学校から中学校への滑らかな接続のため、小中一貫への教育の推進に取り組む必要があります。
- ・ 進路指導やキャリア教育の充実の面において、高等学校や特別支援学校との連携を深めることが重要です。

### 主な取組

- ・ 小中一貫に向けた教育を推進するため、校種を超えた教職員・児童生徒の交流を図り、小学校・中学校の9か年を見据えた教育課程を編成します。
- ・ 小1 プロブレム、中1 ギャップの解消や円滑な接続の為に、中学校区における異校種間の連絡会や研修会などを定期的実施し、情報交換を通して共通理解を図り、幼・保・小・中の連携を更に推進します。また、高等学校や特別支援学校との連携にも取り組みます。

## ■学校環境の整備・充実

### 現状

- ・ 学校施設は、災害時には地域住民の緊急避難場所にもなることから、学校施設の安全性確保を最優先課題として事業を推進し、平成27年度に上尾中学校校舎改築事業の竣工をもって耐震化率は100%となりました。今後は、東日本大震災でも被害が生じた天井や照明、窓ガラス等の非構造部材の耐震対策を進める必要があります。
- ・ 学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、平成26年度に策定した「上尾市公共施設等総合管理計画」に則した老朽化対策に取り組む必要があります。

### 主な取組

- ・ 学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、「上尾市公共施設等総合管理計画」に則した老朽化対策に取り組みます。また、東日本大震災では天井材の落下など、非構造部材に大きな被害が発生したため、併せて非構造部材の耐震対策を推進します。

## ■学校経営の改善・充実

### 現状

- ・ 少子化に伴い学校間の規模に差が生じてきており、地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化を図ることが必要です。

### 主な取組

- ・ 長期的な児童生徒数の推移や、各地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化に向け、通学区域の検討を行い、地域の特性を生かした教育活動を展開します。

(3) 第4次上尾市生涯学習振興基本計画（H28.3）

第4次上尾市生涯学習振興基本計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 第4次上尾市生涯学習振興基本計画は「第5次上尾市総合計画後期基本計画」及び「第2期上尾市教育振興基本計画」との整合を図りながら、上尾市の今後の生涯学習の推進の方向性を示すための計画として位置付けられている。
- 施策3-2「学びの場を支える」における具体的な取組において「学校施設（特別教室）」開放事業が掲げられている。

第4次上尾市生涯学習振興基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）

**■基本目標**

1. 学びを伝える ～最初の一步を応援します～
2. 学びを創る ～いつでも・どこでも・だれでも～
3. 学びを支える ～学びたい！を後押しします～
4. 学びを生かす ～輝く場を広げます～

**■施策3-2 学びの場を支える**

**施策の柱**

市民の継続した学習活動を支援するため、誰もが安全に利用できる学習拠点を提供します。市民の身近な学習拠点として、公民館を適切に管理・運営するとともに、学校の特別教室を学校教育に支障の無い範囲で開放します。また、市内の公共施設と連携し、市民の学習拠点を確保します。

**具体的な取組（一部抜粋）**

事業名	事業の概要
公民館管理運営事業	市内6館（上尾・上平・平方・原市・大石・大谷）の公民館を市民の生涯学習活動の拠点として提供するため、適切な管理・運営を行う。
人権教育集会所管理事業	市内2館（原市・畔吉）の集会所を人権教育推進の場として運営するため、適切な管理・運営を行う。
学校施設（特別教室）開放事業	市内の小学校（平方東・芝川・富士見）の特別教室を、 <u>学校教育に支障の生じない範囲内で、市内で活動する生涯学習団体に対して学習活動の拠点として開放する。</u>
市内公共施設の活用の推進	文化センターなどの市内の様々な公共施設と連携し、生涯学習活動の拠点に準じた施設として活用の推進を図る。

#### (4) 上尾市地域創生総合戦略 (H27. 10)

上尾市地域創生総合戦略における本計画に係る内容を以下に示します。

- 上尾市地域創生総合戦略は、国の総合戦略の基本的な考え方や政策5原則、4つの基本目標等を踏まえ、本市における人口減少対策、まち・ひと・しごと創生の実現に向け、今後特に注力していくべき施策を明らかにすることを目的に策定されている。
- 基本目標2「出産・子育ての希望をかなえる」における主な取組内容として「子どもの可能性を広げる」、「地域と一体で学校を応援」等が掲げられている。

#### 上尾市地域創生総合戦略（計画期間：平成27年度～令和元年度）

##### ■基本目標2 出産・子育ての希望をかなえる

(2)子どもが健やかに育つことができるまちづくり

##### 基本的方向

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、郷土愛を育み、学力の向上が図られることは、誰もが希望するものです。その実現のため、小・中学校の活性化や学力の向上、家庭教育の支援、子どもを応援する活動を行う関連団体の強化等、小・中学校、家庭そして地域が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、子どもを中心に緊密な連携を図りながら、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

##### 主な取組内容

##### 1. 子どもの可能性を広げる

副読本や準教科書等の整備を図るとともに、電子教科書や大型モニターを積極的に活用した授業を展開するほか、教育支援や図書館支援に携わる“アップピースマイルサポーター”や児童生徒の英語発音や国際理解教育の向上を図るための英語指導助手を全学校に配置するなど、子どもの意欲や興味を引き出し、学習効果を高める取組みを積極的に実施します。

また、子どもの体力の向上を図る取組みや異文化交流、ボランティア活動を積極的に実施します。さらに、子どもを受け入れる学校も時代に合わせて変化し続ける必要があることから、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、いじめを根絶する取組みや、不登校の児童や生徒に対するきめ細かいケアを実施する取組み等、相談体制の充実を図ります。

このほか、子どもの学習意欲の更なる向上や夢の実現を応援するための取組みを検討します。

##### 2. 地域と一体で学校を応援

家庭教育講演会や、幼稚園および保育所が実施する家庭教育に関する講座に対する助成を実施するなど家庭教育を支援するほか、子どもを応援する活動を行う関連団体との連携を強化するとともに、通学区域内の安全の確保や郷土愛の育成を図るため、学校、家庭及び地域が一体となった取組みを積極的に実施します。

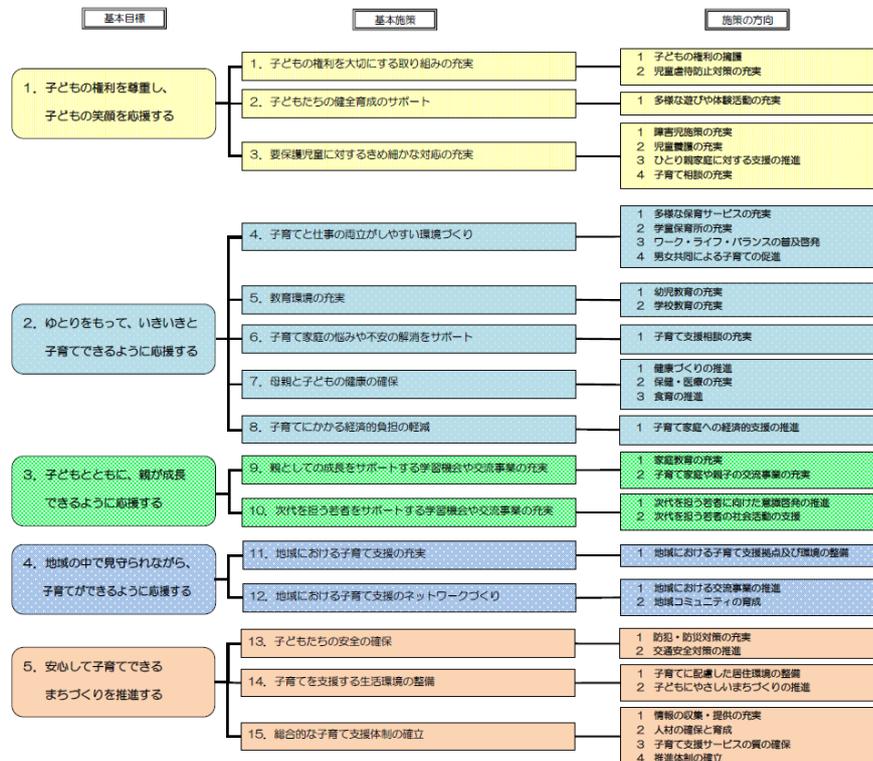
(5) 上尾市次世代育成支援行動計画後期計画 (H22. 3)

上尾市次世代育成支援行動計画後期計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 上尾市次世代育成支援行動計画後期計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもとその家庭を対象として、上尾市が今後進める次世代育成支援策の方向性や目標を総合的に定めるものであり、上尾市におけるこれまでの取組の継続性を確保し、同時にさまざまな分野の取組を総合的・一体的に進めるために、上位計画である「上尾市総合計画」や「上尾市地域福祉計画」「上尾市障害者支援計画」「上尾市男女共同参画計画」などの関連する各種計画との整合性を図り策定されている。
- 基本目標2「ゆとりをもって、いきいきと子育てできるように応援する」の「学校環境の充実」における個別事業として「福祉教育の推進」、「国際理解教育の推進」、「情報教育の推進」、「地域交流の推進」、「学校評議員の推進」、「スクールカウンセラーの活用」、「四機関連絡会の推進」が掲げられている。

上尾市次世代育成支援行動計画後期計画 (計画期間：平成22年度～平成26年度)

■ 施策体系



■ 2.5-2 学校教育の充実

取り組みの方向性

- ・ 子どもの豊かな人間性や健康な身体、確かな学力の育成を図るため、生きる力を育む多様な教育活動を展開していきます。
- ・ 子どもたちが安全で安心して学校生活をおくることができるよう、教育環境の充実に努めます。

個別事業

1. 福祉教育の推進  
児童生徒が進んで社会に奉仕したり、ボランティア活動・福祉体験に参加したりできるように、実践的な態度や資質、能力の育成を図っています。
2. 国際理解教育の推進

小学校では、子どもたちが英語に慣れ親しむことができるように、総合的な学習の時間や外国語活動の中で、国際理解教育の一環として、ALTを派遣しています。中学校では、実践的コミュニケーション能力と外国の文化への理解を図るために、ALTを派遣しています。

3. 情報教育の推進

教員に対して、情報教育に関する研修を実施しています。

4. 地域交流の推進

地域について学ぶ総合的な学習の時間、生活科等の学習を充実させるため、地域の教育力の導入を図り、地域交流を図る考えに立ち、「総合的な学習の時間指導者活用事業」（市民を講師として、協力者の知識や経験を教育活動に生かす事業）や「学校支援ボランティア活用事業」を実施しています。

5. 学校評議員の推進

開かれた学校づくりの実現に向けて、地域住民の学校運営への参画を図り、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることができるように、学校評議員制度を導入しています。

6. スクールカウンセラーの活用

いじめ・不登校等、生徒指導に関わる問題の重要性から、健全な児童生徒の育成を図ることを目的として、臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教職員・保護者への指導助言を行ったり、児童生徒の心の相談にあたっています。

7. 四機関連絡会の推進

不審者対策、要保護児童に関して、関係機関（児童相談所、警察、桶川市・伊奈町教育委員会）と連携して情報の共有、協議などを進めています。

## (6) 上尾市子ども・子育て支援事業計画 (H27.3)

上尾市子ども・子育て支援事業計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 上尾市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「上尾市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐとともに、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定されたものであり、母子の健康づくりにかかる「母子保健計画」についても含む計画である。
- 基本目標2「子どもの笑顔を育む環境づくり」において「小・中学校での食育の推進」、「放課後児童対策の充実」、「開かれた学校づくり・学校安全の推進」等が掲げられている。

### 上尾市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）

#### ■基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり

##### 1. 子どもの心身の健康づくり

###### (1) 運動・スポーツの機会の拡充

- ・ 児童館等で、スポーツ活動への参加の機会を提供し、心身の健康づくりを進めます。
- ・ 運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を充実するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

###### (2) 小・中学校での食育の推進

- ・ 小・中学校が連携して「食」に関する指導を展開するとともに、学校ファーム等を活用し、食べ物への感謝の気持ちや食の知識を深めるために家庭・地域と連携して推進します。

###### (3) 読書活動の推進

- ・ 年間を通して、すべての子どもがあらゆる機会と多くの場所において読書活動が行われるよう読書推進の取組を行います。特に「子ども読書の日（4月23日）」「教育の日（11月1日）」「読書週間（10月27日～11月9日）」において重点的に読書活動の推進に取り組みます。
- ・ ボランティアの研修をはじめ、活動の場を提供しながら、一層の読書活動の推進を図ります。
- ・ 読書パスポートを発行し、市内の小学生を対象に配布するとともに、あわせてボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ会やおはなし会を開催します。また、小学生以下の子どもには絵入りの図書館利用カードを発行し、子どもの読書活動の推進を図ります。
- ・ アップピースマイル学校図書館支援員を小・中学校に配置し、充実を図ります。

##### 2. 子どもの居場所・体験機会の提供

###### (1) 放課後児童対策の充実

- ・ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ります。
- ・ 放課後児童クラブ（学童保育所）における障害のある児童の受入体制の充実を図ります。

###### (2) 子どもの居場所・遊び場の充実

- ・ 児童館において、年齢に応じた事業を実施するなど、各講座（事業）内容の充実に努

めます。遊びの指導ができる指導者やボランティアの確保を推進します。

- ・ 中・高校生に児童館の音楽室等を開放し、中・高校生の居場所づくりに努めます。

#### (3) 多様な体験活動の場の提供

- ・ 地域の自然環境を活用した自然保護や環境教育の体験学習、市立保育所での中・高校生の乳幼児とのふれあい体験などの多様な体験活動の提供に努めます。
- ・ 地域の方々を外部指導者、ゲストティーチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々に学ぶ学習を通して地域交流を推進します。
- ・ 各公民館等において、学校休業日に子どもの体験活動を充実します。
- ・ 大学等と連携し、子どもの見聞を広め、知識の向上や知的好奇心を刺激する機会の提供に努めます。

#### (4) ボランティア・福祉教育の推進

- ・ 地域の人々とのつながりを一層強めるボランティア・福祉教育を推進します。
- ・ 社会福祉施設等との連携を図ったボランティア・福祉教育を推進します。
- ・ 中学生が地域の中で、福祉体験、社会体験活動を通じて、多くの人々とふれあい、学校で得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく生きる力を育てます。

### 3. 学校・家庭・地域の連携の推進

#### (1) 地域ぐるみでの家庭教育の推進

- ・ 高齢者を対象とした講座の中で、高齢者と地域の小・中学生との交流を図ります。
- ・ 子どもが健やかに成長できるよう地域ぐるみの子育て支援の実現に向けて幼稚園・学校・家庭・地域と連携し、家庭教育推進事業に取り組んでいきます。

#### (2) 各種子ども相談事業の充実

- ・ スクールカウンセラーによる子どもの心の相談、教職員・保護者への指導助言を充実します。
- ・ 家庭児童相談員における電話、面接による相談と、関係機関との連携による支援を充実します。
- ・ 少年愛護センターでの相談事業について、広報誌などを活用して周知を図ります。
- ・ 子ども・若者相談センターでの子ども・若者に関する相談について、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

#### (3) 不登校・非行の未然防止

- ・ 学校と地域との連携による広域的・総合的な生徒指導の取組を推進します。
- ・ 少年補導委員を中心に、関係機関や団体、地域との連携により、非行の未然防止に取り組めます。
- ・ 十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の育成と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・ 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制を充実します。

#### (4) 開かれた学校づくり・学校安全の推進

- ・ 地域の实情に応じた学校選択制の導入や、学校評議員制度の活用等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。
- ・ 子どもたちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

(7) 上尾市人権推進プラン基本計画 (H29.3)

上尾市人権推進プラン基本計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 上尾市人権推進プラン基本計画は「第5次上尾市総合計画」及び「第2期上尾市教育振興基本計画」を踏まえ、「上尾市人権施策推進指針」のうち、人権教育の重点目標、取り組むべき施策や方向性を示すものである。
- 基本方針として「生涯を通じた人権教育」等が掲げられている。

上尾市人権推進プラン基本計画

■基本方針

～やさしい心を育む・他人（ひと）の痛みに共感する力を育む～

(1) 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

ア 人権が尊重される社会を確立する担い手であることの認識を図る。

イ 人権問題を身近な問題として捉えるための、正しい理解を図る。

ウ 人権課題の解決に向け、主体的に取り組むための教育を推進する。

(2) 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じて人権教育を推進する。

ア 発達段階を踏まえた学習に取り組む。

イ 学校等、家庭、地域社会相互の連携を図る。

(3) 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る人権教育を推進する。

ア 人権を尊重することの必要性について理解を図る。

イ 人権感覚を育成するための参加体験型学習を実施する。

ウ 人権感覚を人権課題解決に向けた実践力につなげる。

(4) 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

ア 自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚を促す。

イ 人権意識の向上を図る。

ウ 望ましい人間関係を築き、社会参加を促進する。

(8) 上尾市公共施設等総合管理計画 (H27. 3)

上尾市公共施設等総合管理計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 上尾市の公共施設等（公共建築物（ハコモノ）や道路や下水道などの都市基盤施設（インフラ））を対象として、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的に策定されている。
- 学校教育施設における個別基本方針において「学校用途に限定しない広い視点での有効活用」、「規模の最適化」、「更新の際の多用途との複合化、防災力強化」等が掲げられている。

上尾市公共施設等総合管理計画（計画期間：平成 28 年度～令和 37 年度）

■学校教育施設

1) 類型別施設概要

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称（サービス）	所在名称（建物）	
小学校	上尾小学校 他 21	上尾地区 5、大石地区 3、大谷地区 4、上平地区 3、原市地区 4、平方地区 3	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 上尾市立学校設置条例
中学校	上尾中学校 他 10	上尾地区 2、大石地区 2、大谷地区 3、上平地区 1、原市地区 2、平方地区 1	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 上尾市立学校設置条例
幼稚園	平方幼稚園	機能名称（サービス）と同じ	上尾市立学校設置条例
給食調理場	中学校給食共同調理場	機能名称（サービス）と同じ	中学校給食共同調理場条例
その他教育施設	教育センター	別館	教育センター条例

※小学校及び中学校は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。  
※学校敷地内の付属工作物も含まれる。

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

①施設の現状	<p>ア) 小学校、中学校、幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校（小学校・中学校）は、小学校が市内 22 箇所、中学校が市内 11 箇所に配置し、全て避難場所に指定されています。また、高度経済成長期の急激な人口増に伴って集中的に整備されており、一斉に老朽化が進んでいます。</li> <li>● 学校の耐震補強工事は、平成 27 年度で完了します。また、一部の学校は既に大規模改修工事を実施しています。</li> <li>● 公立幼稚園は、平方幼稚園 1 施設となっており、築後 50 年以上経過しています。</li> </ul> <p>イ) 給食調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校給食共同調理場は、築後 20 年以上経過しています。</li> </ul> <p>ウ) その他教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育センターは、庁舎別館に設置しています。</li> </ul>
②施設の課題	<p>ア) 小学校、中学校、幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>学校は、少子化の進行により余裕教室が生じることが予想されるため、転用可能教室を含め、それらの今後の活用が課題です。</u></li> <li>● 児童・生徒数は、市街化区域内では横ばいの状態であり、区画整理や開発等により増えている地域もある一方で、高齢化の進む団地や市街化調整区域内では、減少していく見込みです。このように、<u>地域によって児童・生徒数の格差が生じており、各学校の状況に応じた対応が課題となります。</u></li> <li>● 学校及び幼稚園は、老朽化が進行しています。</li> </ul> <p>イ) 給食調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校給食共同調理場は、建設後に大規模改修を実施していないため、施設の老朽化への対応が必要です。</li> </ul> <p>ウ) その他教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育センターは、設置している庁舎別館の老朽化が進行しています。</li> </ul>

③ 個別基本方針

ア) 小学校、中学校、幼稚園

- ◆ 学校は、余裕教室や転用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。
- ◆ 児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、減築や統廃合も含めて規模の最適化を進めます。また、学校は防災拠点や地域の交流の場になっていることを考慮し、多機能化を図ります。
- ◆ 学校は、長寿命化を図ると同時に非構造部材の耐震化や更新の際の他用途との複合化、防災力強化の検討も図ります。
- ◆ 幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要となる修繕を実施します。

イ) 給食調理場

- ◆ 中学校給食共同調理場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

ウ) その他教育施設

- ◆ 教育センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

(9) 上尾市個別施設管理基本計画 第1編公共建築物管理基本計画 (H28.3)

公共建築物管理基本計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 公共建築物管理基本計画は、公共建築物に係るマネジメントの実務規定及び個別具体的な施設の取組みについて体系的に定め、上尾市公共施設等総合管理計画で掲げる公共建築物のマネジメントの実行を目的に策定されている。
- 「施設類型別行程表」において各学校施設のマネジメントの行程が示されている。

公共建築物管理基本計画（計画期間：平成28年度～令和37年度）

■全体行程表（一部抜粋）

1) 個別基本方針

総合管理計画で規定する個別施設の基本方針（再掲）となります。

2) マネジメントの方向性

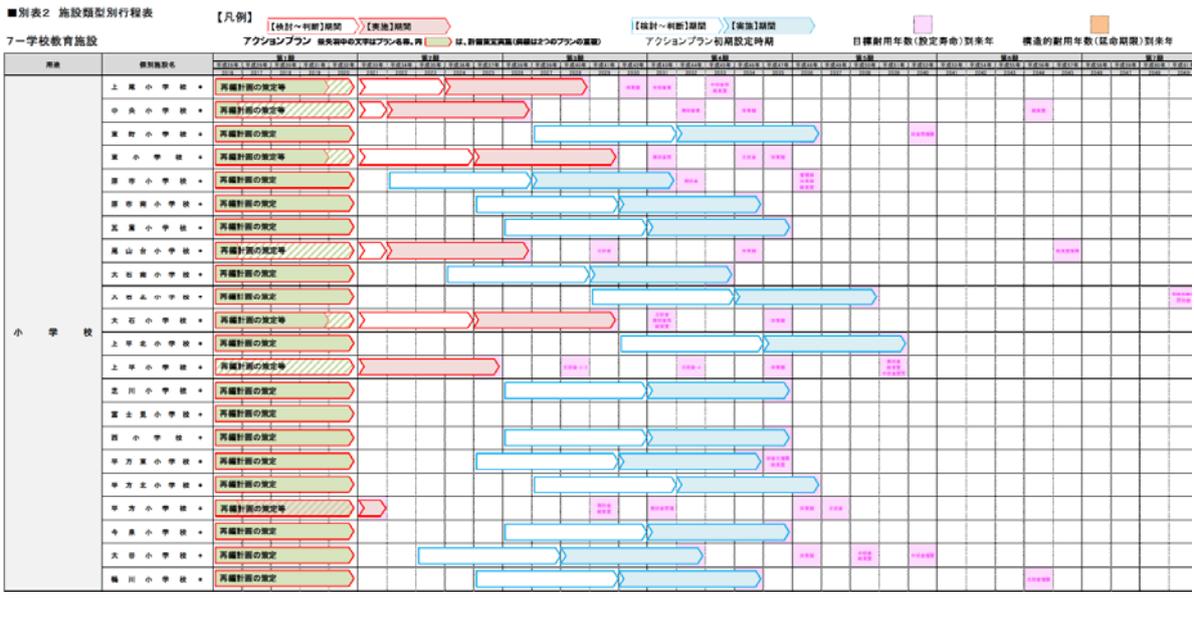
本計画の目標達成に向けて個別基本方針を踏まえ、どのような進め方でマネジメントをするかを明確化したものです。

3) 行程概要

計画期間を第1期から第4期までの前半20年間（第1期のみ別枠で表示）と、第5期から第8期までの後半20年間に分け、マネジメントの大まかな流れを示しています。

用途	個別基本方針（総合管理計画）	マネジメントの方向性	行程概要	
			第1～4期	第5～8期
小学校	・学校は、余剰教室や配用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限定しない広い範囲での有効活用を図ります。 ・児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、減築や統合も含めて規模の最適化を進めます。また、学校は防災拠点や地域の交流の場になっていることを考慮し、多機能化を図ります。 ・学校は、長寿命化を図ると同時に非構造部材の耐震化や更新の他の用途との複合化、防災力強化の検討も図ります。	○第8次行革の検討結果の遂行 ○学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画） ○児童数や地域の状況に応じて、学校数及び規模の適正化を図る。	第8次行革 第1期実施計画（再編計画策定）	再編計画の実行 再編計画の実行（見直し）
幼稚園	・幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要なものを維持を実施します。	○第8次行革（見直し）検討結果の遂行 ○老朽化が顕著な様子の対応（他施設との活用も考慮）	第8次行革 第1期実施計画	行革検討結果の遂行 検討結果に基づく維持管理
給食調理場	・中学校給食共同調理場は、計画的な増築・改修により長寿命化を図ります。	○調理方式を含む管理運営方法の見直し ○現行方式で継続する場合は更新（PF1）を前倒し		管理運営見直し 更新（PF1）
その他教育施設	・教育センターは、機能の維持を前提として、庁舎別個の方針に沿って配置の最適化を図ります。	○既存施設の活用による再配置	第1期実施計画	

■施設類型別行程表（一部抜粋）



(10) 上尾市公共建築物管理実施計画 (H28.3)

上尾市公共建築物管理実施計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 上尾市公共建築物管理実施計画は、「上尾市個別施設管理基本計画 第1編公共建築物管理基本計画」で定められた公共建築物のマネジメントの実行を目的としている。
- 第1期実施計画で対象となる学校施設の管理計画実施行程が示されている。

上尾市公共建築物管理実施計画 (計画期間：平成28年度～令和2年度)									
■ 学校施設管理計画実施行程									
■ 公共建築物管理実施計画行程表			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考	
マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
上尾小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)								
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る								
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成40(2028)年度									
中央小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)		企画・調査						
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る								
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成38(2026)年度									
東小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)								
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る								
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成41(2029)年度									
尾山台小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)		企画・調査						
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る								
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成38(2026)年度									
大石小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)								
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る								
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成41(2029)年度									
上平小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)		企画・調査						
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る		判断						
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成37(2025)年度									
平方小学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)		企画・調査						
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る		判断						
	行政改革実施計画		設計						
学校余裕教室の活用		実施							
目標耐用年数到来年度									
平成33(2021)年度									
上尾中学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了					
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討						
	学校施設の再編計画を策定(第1期実施計画)		企画・調査						
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る								
	行政改革実施計画								
学校余裕教室の活用									
目標耐用年数到来年度									
平成38(2026)年度									

■公共建築物管理実施計画行表				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考	
マネジメントの方向性		期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
原市 中学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討							
	学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画）		企画・調査							
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る									
	行政改革実施計画									
学校余裕教室の活用										
目標耐用年数到来年度										
平成38（2026）年度										
大石 中学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討							
	学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画）		企画・調査							
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る									
	行政改革実施計画									
学校余裕教室の活用										
目標耐用年数到来年度										
平成40（2028）年度										
上平 中学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討							
	学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画）		企画・調査							
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る									
	行政改革実施計画									
学校余裕教室の活用										
目標耐用年数到来年度										
平成36（2024）年度										
西中 中学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討							
	学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画）		企画・調査							
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る									
	行政改革実施計画									
学校余裕教室の活用										
目標耐用年数到来年度										
平成38（2026）年度										

■公共建築物管理実施計画行表				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	備考	
マネジメントの方向性		期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
太中 中学校	マネジメントの方向性	期中取組み概要	取組み	スケジュール ○：開始 ⇒ ●：終了						
	第8次行革検討結果の進行	再編計画の策定	検討							
	学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画）		企画・調査							
	児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る									
	行政改革実施計画									
学校余裕教室の活用										
目標耐用年数到来年度										
平成41（2029）年度										

(11) 第3期教育振興基本計画 (H30.6)

第3期教育振興基本計画における本計画に係る内容を以下に示します。

- 第3期教育振興基本計画は、各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析・検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策について示している。
- 今後5年間の教育政策の目標として、「ICT利活用のための基盤の整理」及び「安全・安心で質の高い教育研究環境の整備」について記載されている。

第3期教育振興基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）

■第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標（17） ICT利活用のための基盤の整理

（測定指標）

- ・ 教師のICT活用指導力の改善
- ・ 学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備
- ・ 普通教室における無線LANの100%整備
- ・ 超高速インターネットの100%整備
- ・ ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善

（参考指標）

- ・ 児童生徒の情報活用能力
- ・ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

目標（18） 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

（測定指標）

- ・ 公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする
- ・ 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・ 私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）

## 【参考資料2】上尾市の学校環境

### 1. 耐震化状況

上尾市の学校施設における耐震化状況を以下に示します。

- 小学校、中学校ともにすべての棟で耐震性能が確保されている。

表1 小学校の耐震化状況一覧

番号	学校名	棟名称	校舎名称	建築年度	構造階数	面積 (㎡)	診断 la値	優先度 調査	耐震 性能	改修 年度	
1	上尾小学校	1 普通・特別教室棟	北校舎	昭和43	RC	3	1,632	改修済	○	平成19	
		2 普通・特別教室棟	南校舎	昭和46・48	RC	3	2,186	改修済	○	平成19	
		3 管理棟	管理棟	昭和52	RC	1	746	2次1.07	改修済	○	平成19
		4 給食室棟	給食室	昭和48	RC	1	252	改修済	○	平成18	
		5 屋内運動場棟		昭和45	RC	1	788	改修済	○	平成25	
2	中央小学校	6 管理・普通教室棟	南校舎(西)	平成25	RC	4	4,396	新耐震建築物	○	平成25	
		7 普通教室・特別教室棟	北校舎	昭和41	RC	3	1,141	改修済	○	平成23	
		8 管理・普通教室棟	南校舎(東)	昭和47	RC	3	1,057	改修済	○	平成25	
		9 給食室棟	給食室	昭和59	RC	1	248	新耐震建築物	○	平成25	
		10 屋内運動場棟		昭和49	RC	1	524	1次0.93	改修済	○	平成25
3	大谷小学校	11 普通・特別教室棟	中校舎	昭和47	RC	3	1,748	改修済	○	平成24	
		12 管理・普通・特別教室棟	南校舎	昭和53・55	RC	3	3,182	改修済	○	平成22	
		13 普通教室棟	東校舎	平成14	S	1	213	新耐震建築物	○	平成22	
		14 屋内運動場棟		昭和51	RC	2	701	1次0.81	改修済	○	平成22
4	平方小学校	15 管理・普通・特別教室棟	南校舎	昭和44・46	RC	3	3,149	改修済	○	平成20	
		16 普通・特別教室棟	北校舎	昭和52	RC	3	2,202	改修済	○	平成20	
		17 屋内運動場棟		昭和51	RC	2	563	1次0.82	改修済	○	平成20
5	大石小学校	18 管理・特別・普通教室棟	南校舎	昭和44・46	RC	3	3,154	改修済	○	平成20	
		19 管理・普通教室棟	北校舎	昭和46	RC	3	2,804	改修済	○	平成20	
		20 給食室棟	給食室	平成11	RC	1	291	新耐震建築物	○	平成20	
		21 屋内運動場棟		昭和50	RC	2	687	2次0.86	改修済	○	平成20
6	原市小学校	22 普通・特別教室棟	南校舎	昭和47	RC	3	2,404	改修済	○	平成20	
		23 普通・特別教室棟	北校舎	昭和46	RC	3	2,585	改修済	○	平成20	
		24 給食室棟	給食室	昭和51	RC	1	306	2次1.08	改修済	○	平成20
		25 管理・普通・屋内運動場棟	管理棟	昭和51	RC	3	2,735	改修済	○	平成20	
		26 管理・普通・特別教室棟	南校舎	昭和54	RC	3	2,156	2次0.75	改修済	○	平成20
7	上平小学校	27 普通・特別教室棟	北校舎	昭和40・43・47	RC	3	3,266	改修済	○	平成13	
		28 給食室棟	給食室	昭和54	RC	1	425	1次1.63	改修済	○	平成13
		29 屋内運動場棟		昭和50	RC	1	687	改修済	○	平成24	
		30 管理・普通・特別教室棟	南校舎	平成23	RC	2	3,251	新耐震建築物	○	平成24	
8	富士見小学校	31 普通・特別教室棟	北校舎	平成23	RC	4	4,960	新耐震建築物	○	平成24	
		32 特別教室棟	図書・メディア棟	平成23	S	2	752	新耐震建築物	○	平成24	
		33 屋内運動場棟	体育館・プール棟	平成23	SRC	4	1,443	新耐震建築物	○	平成24	
		34 管理・普通・特別教室棟	北校舎	昭和41	RC	3	2,822	改修済	○	平成15	
9	尾山台小学校	35 普通・特別教室棟	南校舎	昭和44	RC	3	1,204	改修済	○	平成19	
		36 屋内運動場棟		昭和49	RC	1	672	1次0.90	改修済	○	平成19
		37 管理・普通・特別教室棟	南校舎	昭和44・46	RC	3	3,659	改修済	○	平成23	
10	東小学校	38 普通教室棟	北校舎	昭和49	RC	3	1,381	改修済	○	平成23	
		39 屋内運動場棟		昭和50	RC	2	687	改修済	○	平成24	
		40 普通・特別教室棟	南校舎	昭和48	RC	4	3,532	改修済	○	平成21	
		41 普通教室棟	北校舎	昭和48	RC	3	1,364	改修済	○	平成21	
11	大石南小学校	42 管理・特別・屋内運動場棟		昭和48	RC	3	2,115	改修済	○	平成23	
		43 管理・普通教室棟	南校舎(東)	昭和49	RC	3	2,207	改修済	○	平成10	
		44 特別・屋内運動場棟	南校舎(西)	昭和49	RC	2	1,482	改修済	○	平成10	
		45 普通教室棟	北校舎(東)	昭和50	RC	4	1,013	改修済	○	平成11	
12	平方東小学校	46 普通教室棟	北校舎(西)	昭和49	RC	4	2,064	改修済	○	平成11	
		47 管理・屋内運動場棟		昭和49	RC	3	1,701	改修済	○	平成14	
		48 普通・特別教室棟	校舎棟	昭和49	RC	4	3,695	改修済	○	平成14	
14	鴨川小学校	49 普通・特別教室棟	南校舎	昭和49	RC	4	3,240	改修済	○	平成18	
		50 管理・屋内運動場棟		昭和49	RC	2	1,287	改修済	○	平成18	
		51 普通教室棟	北校舎	昭和59	RC	2	580	新耐震建築物	○	平成18	
15	芝川小学校	52 普通教室棟	A棟	昭和50	RC	4	1,463	改修済	○	平成16	
		53 普通教室棟	B棟	昭和50	RC	4	2,050	改修済	○	平成16	
		54 管理・特別教室棟	C棟	昭和50	RC	3	1,128	改修済	○	平成17	
		55 普通教室棟	D棟	昭和50	RC	4	1,483	改修済	○	平成17	
		56 特別・屋内運動場棟		昭和50	RC	2	1,415	改修済	○	平成18	
16	瓦葺小学校	57 普通・特別教室棟	校舎棟	昭和50	RC	4	4,108	改修済	○	平成21	
		58 管理・屋内運動場棟		昭和50	RC	2	1,805	改修済	○	平成23	
		59 普通・特別教室棟	教室棟	昭和50	RC	4	3,275	改修済	○	平成20	
17	今泉小学校	60 管理・特別教室棟	管理棟	昭和50	RC	3	2,268	改修済	○	平成20	
		61 屋内運動場棟		昭和50	RC	2	687	2次0.88	改修済	○	平成20
		62 普通・特別教室棟	南校舎	昭和50	RC	4	3,405	改修済	○	平成22	
		63 普通・特別教室棟	管理棟	昭和50	RC	4	2,532	改修済	○	平成23	
18	西小学校	64 屋内運動場棟		昭和50	RC	1	905	改修済	○	平成24	
		65 管理・普通・特別教室棟	西校舎	昭和51・55	RC	4	2,257	改修済	○	平成21	
		66 管理・普通・特別教室棟	東校舎	昭和51	RC	4	2,527	改修済	○	平成23	
19	東町小学校	67 普通教室棟	南校舎	平成12	S	1	377	新耐震建築物	○	平成23	
		68 給食室棟	給食室	昭和51	RC	1	325	1次1.43	改修済	○	平成23
		69 屋内運動場棟		昭和51	RC	2	677	1次0.80	改修済	○	平成23
		70 管理・普通・特別教室棟	南校舎	昭和51	RC	3	2,797	改修済	○	平成22	
		71 普通教室棟	北校舎	昭和51	RC	4	3,546	改修済	○	平成24	
20	平方北小学校	72 屋内運動場棟		昭和51	RC	1	665	1次1.02	改修済	○	平成24
		73 管理・普通教室棟	管理棟	昭和53	RC	4	3,373	改修済	○	平成21	
		74 特別教室棟	特別教室棟	昭和53	RC	2	676	2次1.22	改修済	○	平成21
		75 普通・特別教室棟	西校舎	平成1	RC	4	1,493	新耐震建築物	○	平成21	
		76 普通教室棟	東校舎	平成10	S	1	373	新耐震建築物	○	平成21	
21	大石北小学校	77 給食室棟	給食室	昭和53	RC	1	321	1次1.40	改修済	○	平成21
		78 屋内運動場棟		昭和53	RC	2	680	1次0.84	改修済	○	平成21
		79 管理・普通・特別教室棟	校舎棟	昭和53	RC	4	3,567	改修済	○	平成22	
		80 給食室棟	給食室	昭和53	RC	1	325	2次1.22	改修済	○	平成22
22	上平北小学校	81 屋内運動場棟		昭和53	RC	1	537	1次0.92	改修済	○	平成22

資料：上尾市立小・中学校、幼稚園の耐震化の状況について(平成30年4月現在)

表 2 中学校の耐震化状況一覧

番号	学校名	棟名称	校舎名称	建築年度	構造	階数	面積 (㎡)	診断 Is値	優先度 調査	耐震 性能	改修 年度	
1	上尾中学校	1 普通教室棟	南校舎	平成27	RC	3	5,276		新耐震建築物	○		
		2 普通教室棟	北校舎(西)	昭和41	RC	3	1,845		改修済	○	平成21	
		3 特別教室棟	北校舎(東)	昭和56	RC	2	1,338		新耐震建築物	○		
		4 屋内運動場棟		平成27	S	1	1,038		新耐震建築物	○		
		5 プール・格技場棟	プール・格技場棟	平成26	RC	2	1,141		新耐震建築物	○		
2	太平中学校	6 管理・普通・特別教室棟	南校舎	昭和44	RC	3	2,132		改修済	○	平成19	
		7 普通・特別教室棟	北校舎	昭和49・52	RC	4	2,646		改修済	○	平成19	
		8 普通教室棟	西校舎	昭和56	RC	4	1,426		新耐震建築物	○		
		9 屋内運動場棟		昭和45	RC	1	762		改修済	○	平成25	
		10 渡り廊下棟	渡り廊下	昭和50・平成4	RC	1	231	2次	1.09		○	
		11 格技場棟	格技場	昭和63	S	1	432		新耐震建築物	○		
3	大石中学校	12 管理・普通・特別教室棟	中央校舎(東)	昭和43	RC	4	3,112		改修済	○	平成11	
		13 普通教室棟	中央校舎(西)	昭和48	RC	4	1,115		改修済	○	平成13	
		14 特別教室棟	北校舎	昭和56	RC	2	1,208		新耐震建築物	○		
		15 普通教室棟	南校舎	平成10	S	2	948		新耐震建築物	○		
		16 屋内運動場棟		昭和46	RC	1	770		改修済	○	平成25	
		17 教官室兼倉庫		昭和63	S	2	35		新耐震建築物	○		
		18 部室棟	部室	平成3	S	2	141		新耐震建築物	○		
		19 給食室棟	給食室	平成4	RC	4	250		新耐震建築物	○		
		20 格技場棟	格技場	平成5	S	1	468		新耐震建築物	○		
		21 特別・普通教室棟	A棟(東)	昭和41	RC	3	1,267		改修済	○	平成19	
4	原市中学校	22 特別教室棟	B棟	昭和48	RC	3	1,458		改修済	○	平成19	
		23 特別教室棟	金工・木工室	昭和48	S	1	246		改修済	○	平成19	
		24 管理・特別・普通教室棟	A棟(西)	昭和53	RC	3	2,913		改修済	○	平成19	
		25 屋内運動場棟		昭和46	RC	1	770	2次	0.77		○	
		26 プール付附属、管理室		昭和58	S	2	171		新耐震建築物	○		
		27 格技場棟	格技場	昭和63	S	1	422		新耐震建築物	○		
		28 普通教室棟	北校舎(西)	昭和39	RC	2	687		改修済	○	平成20	
5	上平中学校	29 普通・特別教室棟	北校舎(東)	昭和47	RC	3	1,340		改修済	○	平成20	
		30 管理・普通・特別教室棟	南校舎(東)	昭和52	RC	5	3,586		改修済	○	平成20	
		31 普通教室棟	南校舎(西)	昭和55	RC	4	1,122		改修済	○	平成20	
		32 屋内運動場棟		昭和43	RC	2	762		改修済	○	平成25	
		33 管理棟(サブグラウンド)		昭和59	S	2	94		新耐震建築物	○		
		34 格技場棟	格技場	平成2	S	1	436		新耐震建築物	○		
6	西中学校	35 管理・普通・特別教室棟	北校舎	昭和46	RC	4	2,884		改修済	○	平成12	
		36 普通教室棟	渡り廊下部分	昭和51	S	3	52		改修済	○	平成29	
		37 渡り廊下棟	渡り廊下	昭和48・50	RC	3	1,961	3次	0.74		○	
		38 特別教室棟	金工・木工室	昭和49	RC	3	81	2次	0.76		○	
		39 特別教室棟	金工・木工室	昭和46	S	1	243		改修済	○	平成24	
		40 屋内運動場棟		昭和47	RC	1	762		改修済	○	平成25	
		41 格技場棟	格技場	平成4	S	1	459		新耐震建築物	○		
7	東中学校	42 管理・普通教室棟	南校舎	昭和50	RC	4	3,667		改修済	○	平成22	
		43 特別教室棟	東校舎	昭和50・55	RC	4	1,298		改修済	○	平成24	
		44 特別教室棟	特別教室棟	昭和50	S	1	255		改修済	○	平成24	
		45 普通教室棟	北校舎	昭和55	RC	4	1,689		改修済	○	平成24	
		46 屋内運動場棟		昭和50	RC	2	812	2次	1.04		○	
		47 格技場棟	格技場	平成3	S	2	629		新耐震建築物	○		
8	大石南中学校	48 管理・普通・特別教室棟	北校舎	昭和51	RC	4	4,039		改修済	○	平成22	
		49 特別教室棟	金工・木工室	昭和51	RC	4	1,199		改修済	○	平成22	
		50 普通教室棟	南校舎(東)	昭和52	RC	4	1,145		改修済	○	平成23	
		51 普通教室棟	南校舎(西)	昭和56	RC	4	1,473		新耐震建築物	○		
		52 屋内運動場棟		昭和51	RC	1	788		改修済	○	平成25	
		53 格技場棟	格技場	平成2	S	1	459		新耐震建築物	○		
9	瓦葺中学校	54 管理・特別・普通教室棟	校舎棟	昭和51	RC	4	3,961		改修済	○	平成21	
		55 特別教室棟	木工・美術室	昭和51	S	1	255		改修済	○	平成24	
		56 屋内運動場棟		昭和51	RC	1	789		改修済	○	平成25	
		57 格技場棟	格技場	平成2	S	1	459		新耐震建築物	○		
10	南中学校	58 管理・普通教室棟	校舎棟(中)	昭和53・56	RC	4	1,752		改修済	○	平成24	
		59 普通・特別教室棟	校舎棟(東)	昭和53	RC	4	2,872		改修済	○	平成24	
		60 普通教室棟	校舎棟(西)	昭和56	RC	4	487		改修済	○	平成24	
		61 屋内運動場棟		昭和53	RC	2	840		改修済	○	平成25	
		62 格技場棟	格技場	平成2	S	2	552		新耐震建築物	○		
		63 管理・普通教室棟	南校舎	昭和59	RC	3	2,991		新耐震建築物	○		
11	大谷中学校	64 特別教室棟	西校舎	昭和59	RC	4	1,717		新耐震建築物	○		
		65 屋内運動場棟		昭和59	RC	4	1,364		新耐震建築物	○		
		66 体育舎、倉庫、部室		昭和60	RC	2	247		新耐震建築物	○		
		67 格技場棟	格技場	平成3	S	1	478		新耐震建築物	○		

資料：上尾市立小・中学校、幼稚園の耐震化の状況について(平成 30 年 4 月現在)

## 2. ICT 環境

上尾市の学校施設における ICT 環境の整備状況を以下に示します。

- 上尾市の学校施設における学習用 PC 1 台あたりの児童数、生徒数は、小学校でおよそ 9.2 人/台、中学校でおよそ 6.8 人/台となっている。なお、いずれも文部科学省の第 3 期教育振興基本計画における目標値には達していない。

表 3 学校施設における ICT 環境の整備状況 (H30 年時点)

	学習用 PC 1 台あたりの児童数、生徒数
小学校	9.2 人/台
中学校	6.8 人/台

<参考>ICT 利活用のための基盤の整理目標 (第 3 期教育振興基本計画(文部科学省 H30.6))

(測定指標)

- ・教師の ICT 活用指導力の改善
- ・学習者用コンピューターを 3 クラスに 1 クラス分程度整備
- ・普通教室における無線 LAN の 100%整備
- ・超高速インターネットの 100%整備
- ・ICT を活用した教育を実施する大学の割合の改善

(参考指標)

- ・児童生徒の情報活用能力
- ・校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減の効果

出典：第 3 期教育振興基本計画 (文部科学省 H30.6)

図 1 ICT 利活用のための基盤の整理目標

### 3. 温熱環境

上尾市の学校施設における温熱環境の整備状況を以下に示します。

- 小学校・中学校ともに市内全ての普通教室で空調が整備されている。
- 特別教室については、小学校 141 教室（46.2%）、中学校 88 教室（42.5%）で空調が整備されている。

表 4 小学校における温熱環境の整備状況（H30 年時点）

教室分類	保有教室数	空調設置済室数	空調設置率
普通教室	412	412	100%
特別教室	305	141	46.2%
計	717	553	77.1%

表 5 中学校における温熱環境の整備状況（H30 年時点）

教室分類	保有教室数	空調設置済室数	空調設置率
普通教室	181	181	100%
特別教室	207	88	42.5%
計	388	269	69.3%

#### 4. トイレ環境

上尾市の学校施設におけるトイレ環境の整備状況を以下に示します。

- 上尾市の学校施設における児童・生徒が主に使用するトイレの改修は、完了している。改修を開始するにあたり、トイレ利用のアンケートを実施し、便座に座りたくないという回答も得られたため、改修方針として、各階の男子、女子トイレに設置する大便器の内、各1カ所は、和便器とすることとして整備した。その結果、洋便器率は小学校で66.1%、中学校で59.8%となっている。

表 6 小学校におけるトイレ環境の整備状況 (H30 年時点)

総合計	洋便器		和便器
		うち多目的トイレ	
1338 個	885 個 (洋便器率:66.1%)	93 個	453 個 (和便器率:33.9%)

表 7 中学校におけるトイレ環境の整備状況 (H30 年時点)

総合計	洋便器		和便器
		うち多目的トイレ	
751 個	449 個 (洋便器率:59.8%)	22 個	302 個 (和便器率:40.2%)

## 上尾市学校施設更新計画基本方針（案）

2019年 月

上尾市教育委員会教育総務部教育総務課

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話:048-775-5111(代表) FAX:048-776-2250